

貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会 中間報告書（案）

令和6年3月
経済産業省

目次

第1章 背景と問題意識.....	2
1. 1 我が国の貿易手続デジタル化の現状	2
1. 2 貿易プラットフォームサービスの立ち上げ	3
1. 3 貿易 PF 活用により期待される効果	4
1. 4 「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」の開催.....	6
第2章 荷主企業の現状と課題.....	7
2. 1 現状	7
2. 2 課題と対応.....	13
(1) 貿易 PF を活用した実証による効果測定、先進事例の創出	13
(2) 様々な情報とのデータ連携による貿易手続データの活用	13
(3) その他、社外への貿易手続デジタル化の重要性の認知度向上、社内の人材育成.....	14
第3章 貿易 PF 提供事業者の現状と課題.....	15
3. 1 現状	15
3. 2 課題と対応.....	17
(1) 導入しやすいサービス仕様の提供	17
(2) 貿易 PF 提供事業者間の連携	18
(3) 物流事業者との連携.....	18
(4) 金融機関、商工会議所との連携.....	19
(5) その他、新たな付加価値機能の提供	19
第4章 国の現状と課題.....	21
4. 1 現状	21
4. 2 課題と対応.....	25
(1) 主に紙で扱われている貿易文書・手続のデジタル化に向けたルール整備と活用推進.....	25
(2) 貿易 PF の導入支援・促進.....	28
(3) 貿易 PF の認知度向上と貿易手続デジタル化の重要性周知.....	28
(4) フォワーダー事業者の貿易 PF 参画	29
(5) 貿易データの連携とセキュリティ対策.....	29
第5章 今後の方向性.....	32
第6章 終わりに.....	35
(参考) 貿易 PF 利活用推進に向けた検討会	36

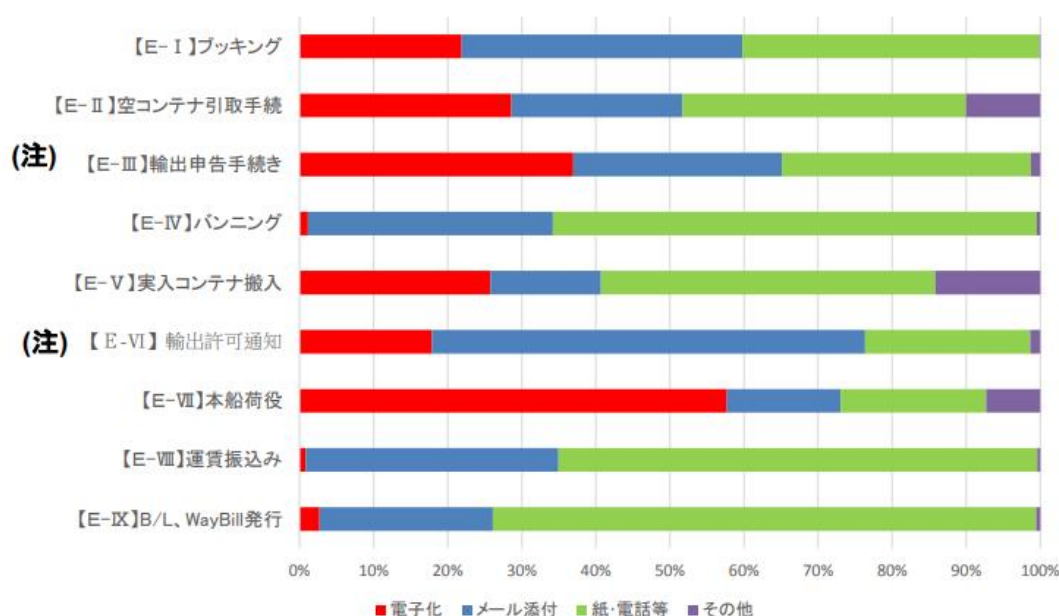
第1章 背景と問題意識

1. 1 我が国の貿易手続デジタル化の現状

世界貿易は2022年に過去20年間で最高額となる24兆2,400億ドルを記録し¹、世界経済の成長に大きく寄与している。世界全体の貿易取引が拡大傾向にある中、貿易手続には未だに紙書類・手作業が残っており、貿易手続のデジタル化は長年に渡る課題となっている。WTO（世界貿易機関）およびICC（国際商工会議所）の報告書によれば、2022年時点で貿易文書のグローバルベースでのデジタル化率は1%未満であり、一般的な貿易取引において平均して36種類の書類と240部のコピーを複数の事業者間で取り交わす必要があると言われている²。

日本でも、下記図が示すように、港湾物流手続における情報伝達手段としては、紙・電話およびメール添付が大半を占めている状況にある。例えば、税関への輸出入申告は、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を通じてデジタル化されているものの、関連する民間事業者間の情報伝達は必ずしもデジタル化されていないのが現状である。

図1 港湾物流手続における情報伝達手段の比率（貿易関連業務別）³



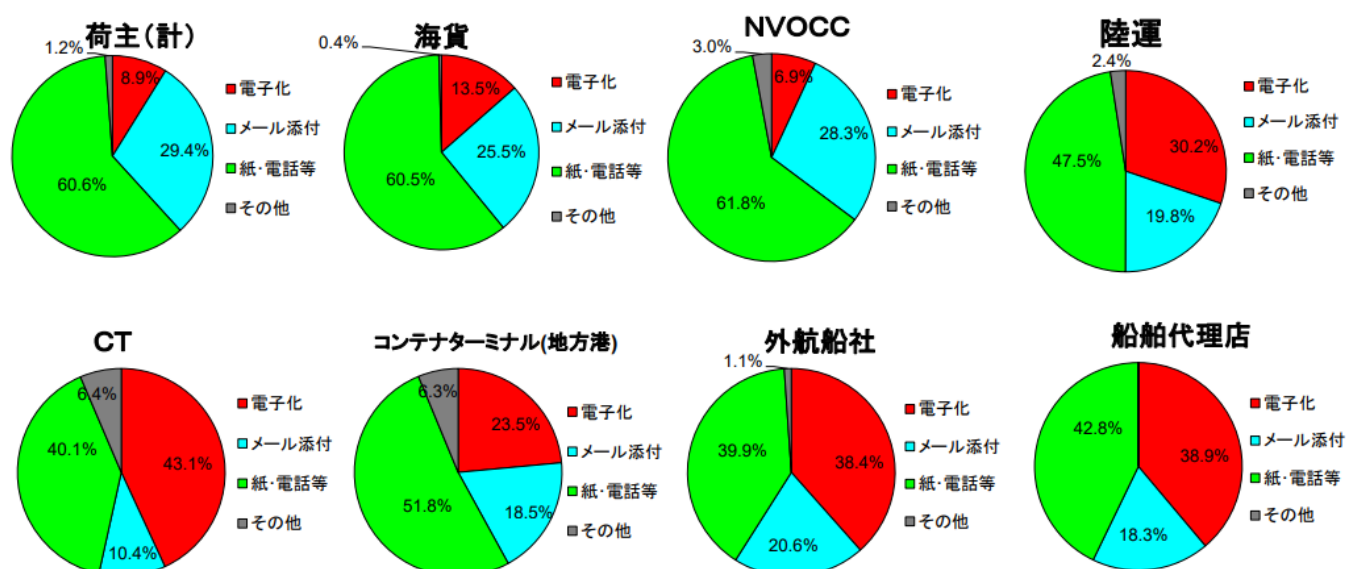
(注)【E-III】輸出申告手続きとは、税関での「輸出申告」や「輸出許可通知の発出」のほか、民間事業者間で行われる「貨物情報の通知」等も含まれる。
【E-VI】輸出許可通知とは、民間事業者間で行われる「輸出許可の報告」が含まれる。
税関への輸出申告及び当該申告に係る許可の通知については、約99%がNACCSにより電子的に処理されている。

¹ ジェトロ「世界貿易投資報告 2023年版」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2023/nol-2.pdf)

² WTO, ICC, Standards Toolkit for Cross-border Paperless Trade
(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/standtoolkit22_e.pdf)

³ 国土交通省「国際物流に関する民間事業者間で流れる情報の概要（実態調査の整理）について」(<https://www.mlit.go.jp/common/001281676.pdf>)

図2 港湾物流手続における情報伝達手段の比率（貿易関連事業者別）⁴



紙書類・手作業での貿易手続は、かねてより金銭・時間的コストがかかることが課題とされていたが、昨今はこれに加えてコロナ禍において、対面業務が困難となったことで、貿易書類の関係者間での受け渡しに大きな支障が生じた。さらには、パンデミックに伴う世界的な国際物流の混乱、スエズ運河でのコンテナ船の座礁、ロシア・ウクライナ戦争などの影響を受けて、輸送貨物の状況確認や従来の物流ルートから代替ルートへの変更が必要となった際に、貿易データが蓄積されていないために人海戦術で個別に確認したり調査したりする対応が発生した。こうした問題への対応から、アナログな貿易手続がもたらすサプライチェーン耐性の脆弱性がこれまで以上に顕在化している。

1. 2 貿易プラットフォームサービスの立ち上げ

このような状況下において、貿易手続のデジタル化に寄与する貿易プラットフォーム（PF）サービスの立ち上げが世界で活発化してきている。

貿易手続においては商流、金流、物流の大きく3つに区分される手続が存在する中で、日本では近年、複数の民間企業が、各種貿易文書や貿易決済のデジタル化、国際物流のオンライン一括手配や可視化といった、商流、金流、物流における各手続のデジタル化と、貿易業務に携わる複数の関係者間でのデータ共有を可能にする貿易PFサービスを立ち上げている。一部の貿易PFにおいては、デジタル化された貿易文書の原本性や、データのセキュリティを担保するため、ブロックチェーン技術等が活用されている。日本の主な民間の貿易PF提供事業者については、第3章3.1にて紹介する。

海外においても、E2open（米国）、ICE Digital Trade（英国）、Bolero（英国）、Komgo（スイス）といった欧米系の民間貿易PF提供事業者がサービスを展開している他、ASEANではシンガポール税関が2018年に貿易PF NTP（ネットワークド・トレード・プラットフォーム）を立ち上げるなど、国主導の貿易PFサービス展開も進んでいるところである。

⁴ 国土交通省「国際物流に関する民間事業者間で流れる情報の概要（実態調査の整理）について」
<https://www.mlit.go.jp/common/001281676.pdf>

1. 3 貿易 PF 活用により期待される効果

貿易 PF を活用し貿易手続をデジタル化することで、まず、1. 1 で述べた大量の書類作成やその管理、必要な書類を見つけ出す際にかかる時間を短縮することでコストの削減に繋がることが期待される。例えば、国内外の取引相手等に対して貿易書類を郵送する際に時間がかかったり、紛失したりしてしまうというトラブルを避けることができる。また、貿易 PF に入力した情報に誤りがあった際も、貿易 PF 上のデータ修正で事足り、貿易書類の再発行・再郵送といった対応も不要となる。

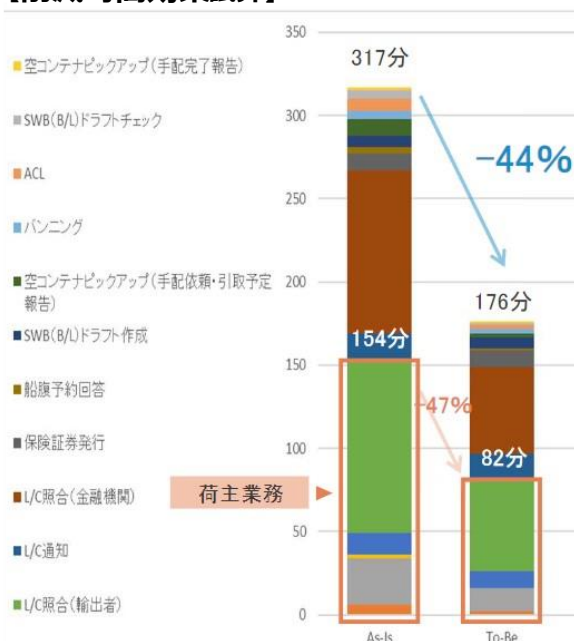
過去の実証調査において、貿易 PF の導入によって、貿易手続にかかる業務時間が 44% 短縮できるという効果が示されている⁵。

図 3 貿易プラットフォーム導入によるコスト削減効果試算⁶

(参考) 貿易プラットフォーム導入によるコスト削減効果試算

※2019年に(株)NTTデータが日本国内の3港(東京湾、清水港、博多港)で実証実験を実施。貿易事業者が行う輸出関連手続について、工数やコスト削減効果の試算を行った。

【削減時間効果試算】



出典：(株)NTTデータ「グローバルサプライチェーンにおける貿易手続の効率化」DO委託報告書(2019年7月)をもとに(株)トレードワルツ作成

【金銭コスト削減効果試算】



出典：(株)トレードワルツ提供資料

<前提条件>

- ・貿易取引件数が年間1万件の荷主を前提とした想定
- ・貿易取引1万件のうち、10%がL/C取引(銀行の支払い介入有)であると仮定

経済産業省では、令和10年度までに、貿易 PF を通じてデジタル化される貿易取引の割合を10%とすることを目標として掲げているが、10%に達した際には年間約3,000億円のコスト削減効果があると試算されている。他にも、業務が貿易 PF 上で定型化されることで、担当者が必ずしも貿易実務に精通していなくとも輸出入業務に対応できるようになり、業務の属人化を防ぐことも可能となる。この点も貿易業務の効率化とそれにかかるコストの削減に繋がるといえよう。

⁵ 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、株式会社 NTT データ「平成30年度IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業「グローバルサプライチェーンにおける貿易手続の効率化」成果報告会」(<https://www.nedo.go.jp/content/100896162.pdf>)

⁶ 「第1回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料4 事務局説明資料(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/001_04_00.pdf)

こうした業務の効率化やコスト削減効果に加えて、貿易 PF の活用によって、サプライチェーンの強靱化への貢献も期待される。

例えば、輸送や通関手続（輸出入に関わる一連の行政機関への手続）にかかるリードタイム等、貿易 PF に蓄積された輸送データを分析することで、輸送ルート最適化を図るとともに、輸送貨物の仕向地への到着日を精緻に予測し、余剰在庫を抱えてしまうリスクや逆に在庫不足による緊急の航空便輸送が必要となるリスクを減らすことに繋がる。

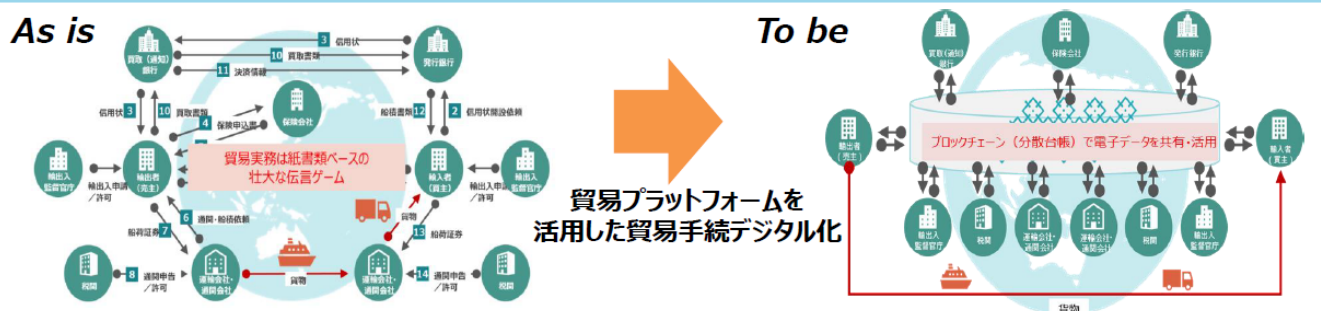
また、貿易 PF に蓄積された貿易データを分析することで、原材料や部品を特定の国からの輸入に依存している、あるいは特定の航路輸送に依存している、といったサプライチェーン上の choke point を発見することも可能となる。これにより、地政学的要因によって一部の国との貿易や一部の航路で輸送が継続できなくなる場合などの有事に備えて、予め代替となる仕入先や輸送ルートの検討・確保などを行うことができ、経済安全保障への効果的な対応に繋げていくことも期待される。なお、有事発生後であったとしても、前述のように、人海戦術等によらない迅速な対応が可能となる効果も期待されるところである。

その他にも、温室効果ガス（GHG）排出量の把握・可視化といったサプライチェーン上の新たな規制への対応といった観点でも、貿易データの有効活用が見込まれる。

図 4 レジリエントで高効率なサプライチェーン構築に向けた貿易手続デジタル化⁷

レジリエントで高効率なサプライチェーン構築に向けた貿易手続デジタル化

- 紙書類・手作業中心の貿易手続をデジタル化しデータ蓄積することで、**レジリエントで高効率なサプライチェーンを構築し、日本の立地競争力向上**に資する。



有事におけるサプライチェーン耐性

低耐性

- ・ 輸送貨物の最新状況の把握が困難のため、関係各所に個別照会
- ・ 代替の輸送ルート確保が必要な際、リサーチ手法が人海戦術
- ・ 船の運航スケジュールの遅れや港湾での貨物滞留の予測が困難

高耐性

- ・ 本船動静や通関状況、グローバル規模での在庫状況等を **リアルタイム把握**
- ・ **代替の輸送ルート**の調査・確保の効率化
- ・ **サプライチェーンの可視化による choke point の分析を通じた変化著しい経済安保への効果的な対応**

金銭・時間的コスト

コスト大

- ・ 書類作成、提出、審査に多くの工数や時間が生じる
- ・ 同じ情報の転記作業や、転記ミスへの対応が発生
- ・ 書類到着の遅れ・紛失等に伴う対応が発生

コスト小

- ・ 煩雑で大量の書類作成・管理にかかるコスト削減
- ・ 書類到着の遅れによる貨物保管延滞リスクの回避

⁷ 「第 1 回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料 4 事務局説明資料

(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/001_04_00.pdf)

ただし、期待される効果を最大限に得るためには、データの共有や分析の観点から、貿易データをそのまま利活用できる「構造化データ」として、貿易 PF 上で蓄積される必要がある。紙文書の PDF 化はデジタル化に向けた第一歩ではあるが、貿易手続に関する全ての文書・情報を構造化データとして持つことによって、貿易に携わる関係者間で共有できる状況とすることが極めて重要である。

1. 4 「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」の開催

荷主企業が貿易 PF を活用することで、貿易コストの削減やサプライチェーンの強靱化を図ることが期待されているにも関わらず、貿易 PF の利用は未だ十分に浸透していない。1. 3 にて記載の通り、経済産業省では、令和 10 年度までに、貿易 PF を通じてデジタル化される貿易取引の割合を 10% とすることを目標として掲げている。一般的に商品やサービスの普及が加速するとされる普及率は約 10% とされ、固定電話の普及なども相当するとされている⁸。しかし、現状の貿易 PF を通じてデジタル化される貿易取引の割合は 0.1% にも満たない状況である。

そこで、自動車、輸送機器、産業機械、鉄鋼、化学などの製造業は、我が国の貿易を支える中心的な業種の一つであることから、貿易手続のデジタル化に向けた課題を官民で共有し、解決のための方策を具体的に定めていくことを目的に、グローバルに貿易を展開している大手製造業企業、貿易 PF 提供事業者、貿易手続のデジタル化に携わる関係省庁・団体が集まる「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」を開催した。

この中間報告書は、三回の会合を通じて挙げられた、貿易手続のデジタル化を進める上で課題・障壁となっている事項を整理し、官民双方による今後の対応の方向性をまとめたものである。

⁸ 株式会社日本総合研究所「IP 革命のもたらす構造変革をどう乗り切るか？」
(https://www.jri.co.jp/company/publicity/2003/detail/sbp_ip/)

第2章 荷主企業の現状と課題

貿易取引には、荷主企業を始め、物流事業者、フォワーダー、行政手続関係の事業者、貿易相手国の事業者や行政機関など様々なプレーヤーが関係している。貿易手続の効率化・コスト削減や、サプライチェーンの強靱化に繋がる貿易DXの重要性が高まっているものの、第1章で述べた貿易手続のデジタル化による効果を得るためには、貿易PFを利用して貿易手続のデジタル化を行う企業が増加しなければ、導入効果を十分に得ることは困難である。ここでは、本検討会にて議論された製造業を中心とした主要な荷主企業の貿易手続デジタル化に向けた取組や課題、求められる対応について紹介する。

2. 1 現状

これまで貿易手続のデジタル化については、事業部門毎、もしくは、物流を担当する部門が貿易手続のデジタル化に取り組むことが多かったといえよう。しかし、社内組織を横断して取り組む企業も増えてきている。一方、社外関係者との取引は紙を用いての取引が主流であったり、また、主要関係者との取引も一部しかデジタル対応できていなかったりといった現状がある。

こうした現状を踏まえ、最近では、①一貫性・透明性の高い統合されたシステムを実現することで、個別対応や付加価値業務に焦点を当てた顧客重視の業務形態への変革を目指すために貿易手続のデジタル化に取り組む動きや、②業務が属人化していることや確認・集計・転記業務等が頻繁に発生していることを受けて、これらを統合する業務改革を行うことで、対応スピードアップ・顧客満足度向上により、将来の収益向上の土台作りを目指す動き、などが見られる。こうした取組は、デジタルトランスフォーメーション（DX）や業務改革の取組の一環として、事業部門毎で担っていた貿易業務を物流部門に機能集約したり、社長を委員長とする委員会を設置して各部門の具体的なDX推進計画の策定等を行いつつデジタル化を進めたりするなど、組織を横断して行われている。

このような社内組織を横断した貿易手続のデジタル化では、全社デジタルトランスフォーメーション等の社内戦略の一環として位置づけられることで、貿易手続の管理に必要な情報が社外取引情報・売上情報などの関連情報とも紐づけられるなど、貿易データの収集・蓄積の基盤整備が進み始めている。

貿易手続デジタル化に向けた取組 現状と課題（輸出）

輸入者、税関及び通関業者とのEDI連携で主要業務は自動化できているものの、社外とのコミュニケーションはEメール主体

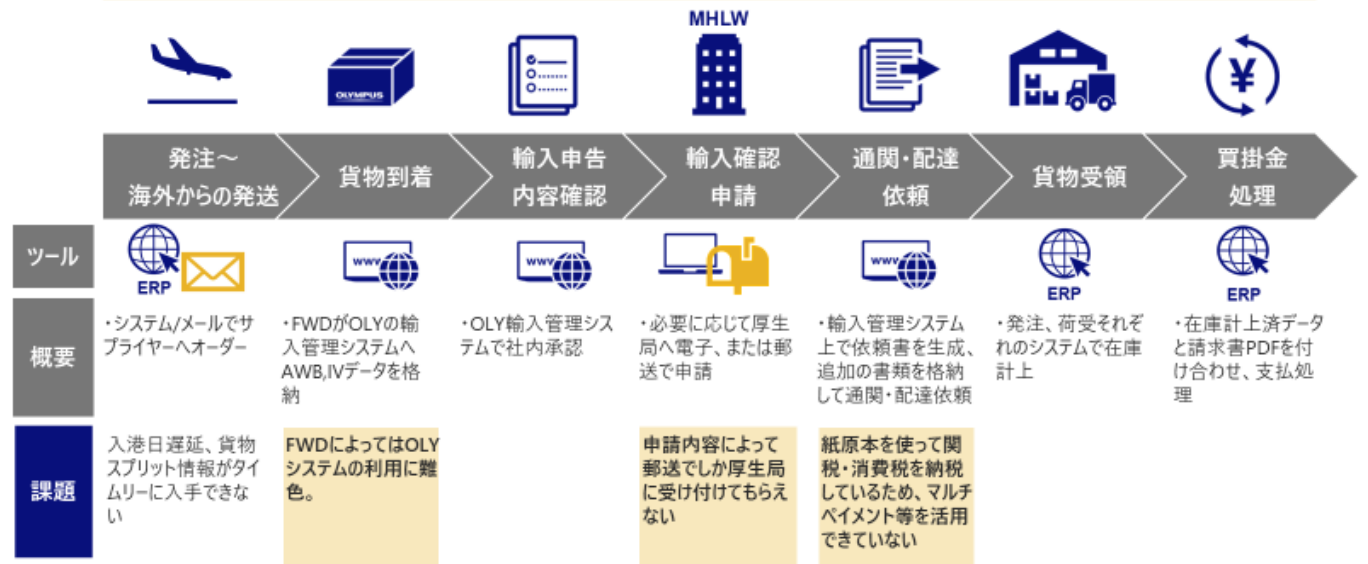


Page 7 No data copy / No data transfer permitted

OLYMPUS

貿易手続デジタル化に向けた取組 現状と課題（輸入）

自社開発のミニPF上で手配ができているものの、貿易サービス事業者や行政との連携は不完全



Page 8 No data copy / No data transfer permitted

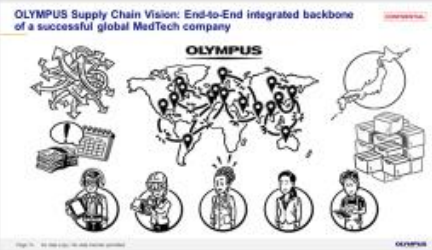
OLYMPUS

⁹ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料4-1 オリジナル（株）説明資料 (https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_04_01.pdf)

E2E サプライチェーントランスフォーメーション：分断から統合、マニュアルからデジタルへ

-  100以上の
関係会社
-  40以上の
工場と修理拠点
-  25以上の
ロジスティクスセンター
-  40以上の
ERPシステム

～2020年



...一貫性がなく、属人的で手作業中心のサプライチェーン

- ・ トランザクション型SC – 低いビジネスパートナーとしての成熟度
- ・ 地域間の一貫性がなく、システムを活用できていないデータやプロセス
- ・ グローバルで透明性を持たない各地域独自のプランニング、シミュレーションと意思決定への限定的な貢献
- ・ 各地域独自で管理される輸配送・注文管理、手作業による情報の紐づけ

2026年



...E2Eで一貫性があり、デジタル化されたサプライチェーン

- ・ 主導的な指揮者、実行を可能にする リスクマネージャーとしてのサプライチェーン
- ・ E2E で透明性が高く、統合されたシステムと顧客重視のプロセス
- ・ 先進的なプランニング・ソリューションによる、統合されたプランニング、シミュレーション、意思決定
- ・ 例外対応や、付加価値業務に焦点を当てた、グローバルで統合されたタッチレス・ディストリビューション

サプライチェーン トランスフォーメーション プログラム

ビジネス・プロセス連携

- ・ SCMの各分野における現状のプロセスを把握
- ・ グローバルで共通の、あるべきプロセスを定義、整合
- ・ ツールの導入に連動した、新しいプロセスへの変更
- ・ プランニング、物流・ロジスティクス機能への注力

ビジネス・プロセス確立

- ・ SCビジネスプロセス管理の設定
- ・ プロセスの役割の定義、割り当て
- ・ プロセス会議への貢献
- ・ プロセス主導型組織への転換

サステナビリティ

- ・ 事業継続計画
- ・ SCM領域のリスク評価
- ・ 環境・社会・ガバナンス（ESG）ロードマップの策定
- ・ ESGとリスク管理を強化するプロジェクトの主導

ディストリビューション

- ・ ロジスティクスと倉庫配送の機能標準（プロセスマッピングを含む）
- ・ 物流の改善
- ・ 貿易業務の効率化
- ・ ネットワークの最適化とモデリング
- ・ 機能的パフォーマンス管理

E2Eサプライチェーン 変革に 必要な要素

グローバルプランニングと透明性のある ツールの導入

- ・ クラウドベースのIBPソリューションの導入
- ・ グローバル供給計画
- ・ o9とリンクしたグローバルProject 44通達プラットフォーム
- ・ SC上の問題への即時対応と、効率的な中長期生産計画の実現

Integrated Business Process

- ・ 包括的な事業計画プロセス
- ・ 需給調整における中長期的な意思決定
- ・ 新製品立ち上げを最大限に支援するためのポートフォリオの見直し
- ・ 事業とSCMによる協業体制

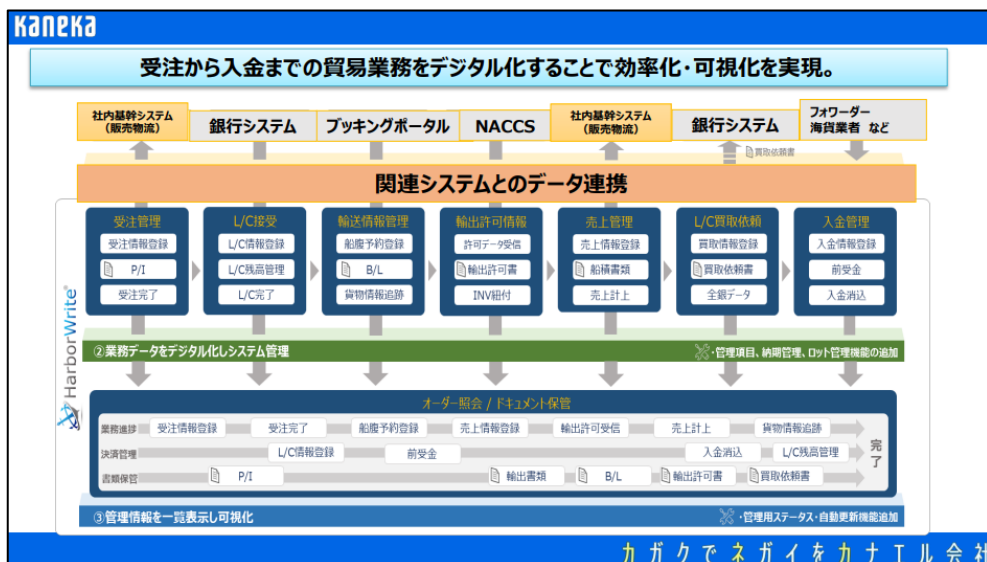
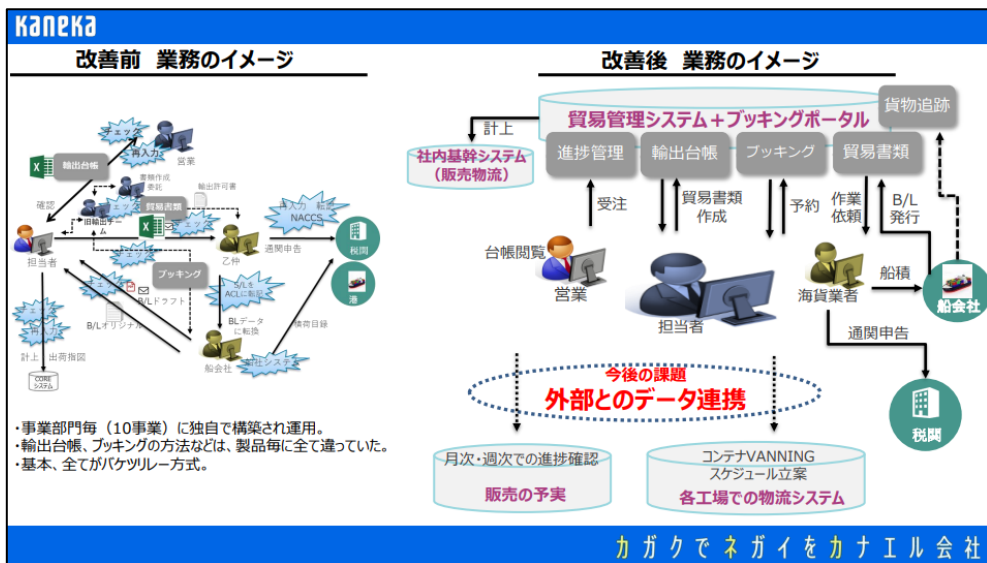
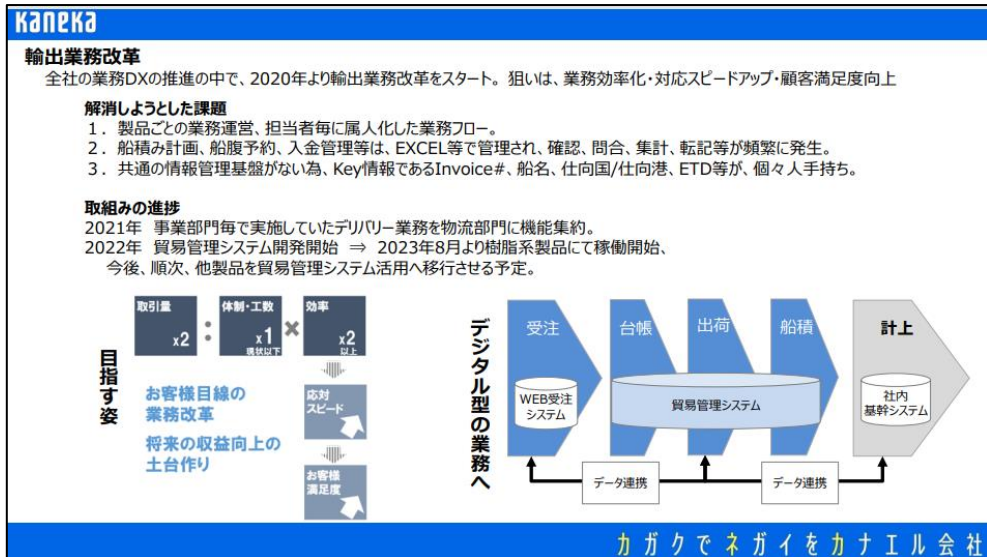
データとKPIに基づく分析

- ・ 全地域のパフォーマンス測定を行う、DnAベースのKPIダッシュボードの提供
- ・ 連携されたKPI定義
- ・ 顧客満足度、配送の信頼性、物流コスト、在庫水準、SCMコストのKPI
- ・ 基盤となるマスターデータ管理の強化

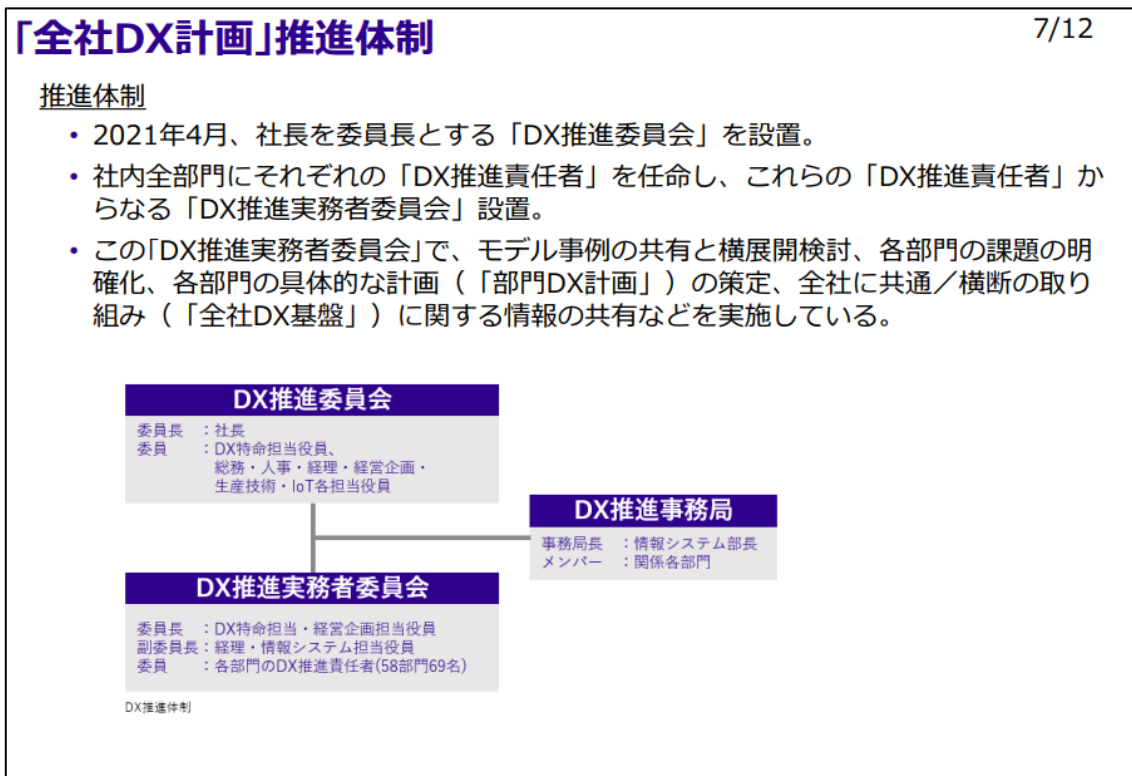
人材の評価と育成

- ・ SCMグローバルチームの能力評価、共通して持つべき知識向上のためのSCMアカデミーの立ち上げ
- ・ キャリアパス、国をまたいだローテーション、新しい役割、チェンジ・マネジメントの開発と立ち上げ

事例2 (株) カネカの貿易手続デジタル化に向けた取組¹⁰



¹⁰ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料4-2 (株) カネカ説明資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_04_02.pdf

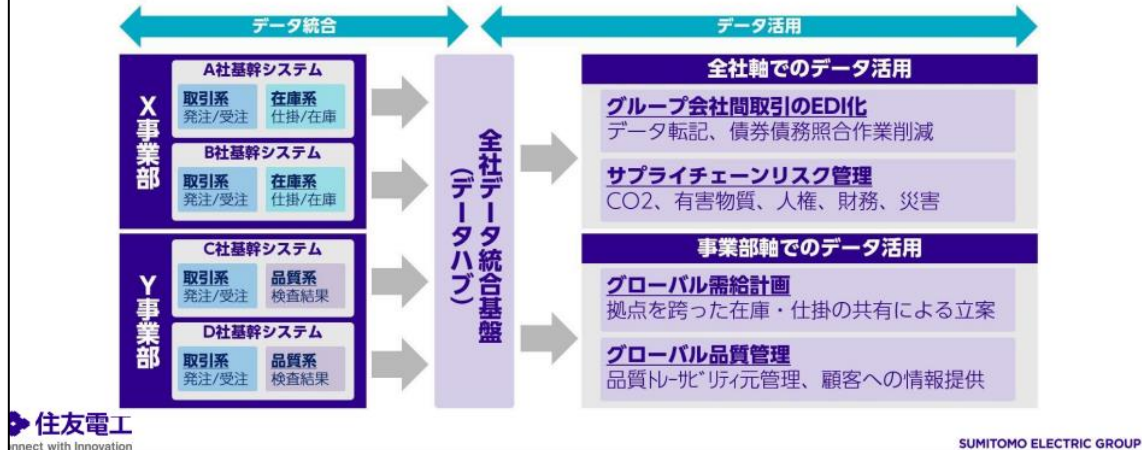


¹¹ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料 4-3 住友電気工業（株）説明資料
(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_04_03.pdf)

〔方針〕グローバルでの「業務データの統合・活用」を進める。

- 〔進め方〕
- ・「全社データ統合基盤」（データハブ）にグループ各社の業務データを集約し、必要に応じて、全社軸や事業部軸での活用を行えるようし、グローバルでの棚卸資産の削減、リードタイムの削減を効果的に進める。
 - ・関係会社間取引のEDI 100%化を進める。（25年度）
 - ・取引先を含むサプライチェーンのリスク管理のデジタル化・高度化も図り、CO2など環境問題への対応をはじめとするSDGs対応を進める。

〔推進指標〕データ統合化率、EDI化率



事例 4 三菱重工業（株）の貿易手続デジタル化に向けた取組¹²

1. 三菱重工業 民間機セグメントの事例紹介

三菱重工業

1. MSOS(MHI Shipping Operation System)とは

- 輸出入管理システム**
 - ・海外向けの出荷、海外からの製品を輸入する輸出入業務を行う作業支援ツール
 - ・関税法・輸出入関連法規等のコンプライアンス遵守に活用
- 統計・解析ツール**
 - 輸出入業務及び国内運搬、梱包業務の依頼・受付・手配・計上まで物流に関する情報を一元管理し、統計の観点から戦略的なツールとして活用

2. 範囲

海外向け輸出 (船便/海上便)	国内運搬 (トラック貸切便/混載・宅配便/橋内運搬/港湾作業/保管費)	輸送 梱包 費用 計上	輸出入 書類の 保存
海外からの輸入 (船便/海上便)	梱包		

3. 機能

- 1) 出荷指示書・輸入指示書の作成と関連先への配布(※ 該否判定/評価・他法令のチェック)
- 2) 運搬依頼票の作成と関連先への配布(※ 関連先: 社内、乙仲、フォワーダー)
- 3) 梱包依頼票の作成と関連先への配布(※ 関連先: 社内、乙仲、フォワーダー)
- 4) 関連書類の電子化・電子保存
- 5) 帳簿の自動化(Tradebook情報取得、指示書自動リンク)
- 6) 監査記録の保存
- 7) 履歴検索・csv主力
- 8) 費用計上

【メインメニューイメージ図】

4. 業務フロー（一部抜粋）

●**海外向け輸出**

※要求から検収・計上まで全てMSOSで実施

5. 課題・障壁

●**クーリエパートナー様の参画**

参画表明頂いたフォワーダー様には、全てにオンライン上で、輸出、輸入、梱包、運搬の作業指示をしており、その結果をMSOS上に登録して頂いているが、クーリエパートナー様は御同意頂けず、参画頂けていない。

6. メリット

- ・フォワーダー様との紙の受け渡しはほぼ無くなっており、作業指示の共有が関係者でリアルタイムで行われている。
- ・管理側としても精度の高いスケジュール管理を実現している。

© MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD. All Rights Reserved.

¹² 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料 4-6 三菱重工業（株）説明資料 (https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_04_06.pdf)

2. 2 課題と対応

貿易手続に関する情報をデータとして持つことは、既述のとおり、情報に変更が生じたときに、関連システムなどに反映することでデータの一括管理が可能となり、サプライチェーン上の前後の商流の情報と接続することで、リードタイム削減だけでなく、グローバル単位での在庫管理が可能となる他、高付加価値サービスの創出にもつながる。これらの情報を活用すれば、経済安全保障への対応のために、チョークポイントの分析や、代替輸送ルートの自動算出などの利用も可能であるといえよう。

本検討会において、荷主企業から紹介された取組によると、一部の荷主企業では、既に社内組織を横断した体制を構築し、貿易データの活用を見据えて、貿易データの収集・蓄積の基盤整備が進み始めている。今後はこのような取組が、他社においても進んでいくことが期待されるが、先んじて取り組んでいる荷主企業からは、貿易手続のデジタル化を進めるにあたっての課題として以下が挙げられた。

(1) 貿易 PF を活用した実証による効果測定、先進事例の創出

荷主企業からは、貿易 PF の導入にあたり、第 1 章 1. 3 で述べたような潜在的な効果が見込めるにも関わらずバックオフィス業務としてコストセンターとして捉えられてしまうことから、費用対効果の算出に着手していない、社内他事業と比べて優先順位が下がるため取組が進むのが遅いなどという声が挙げられている。したがって、貿易手続のデジタル化を進めるにあたっては、

- ① 既存の社内システムと接続する場合の要件の特定、接続開発・移行期間の併用にかかる業務負荷・費用
- ② 既存業務プロセスの変更や新規プロセスの確立
- ③ 新規に貿易 PF を活用する場合の初期導入費用
- ④ 経営層、経理財務部門などによる貿易手続のデジタル化に対する理解

などが課題といえよう。

これらの課題を克服するためには、まずは積極的に貿易 PF 活用の実証を行い、効果を検証することが最初の一步として重要である。その際には、コスト削減やサプライチェーン強靱化につながるような効果も念頭に置いて、検証をしていくことが望ましい。

その上で、経営層や関係部門の理解を得つつ、事業部門毎、もしくは物流を担当する部門だけでなく、社内の組織を横断した推進体制を構築して一気加速的に進めていくことも重要である。

(2) 様々な情報とのデータ連携による貿易手続データの活用

貿易手続にかかるデータは、自社の会計情報や販売情報、在庫情報など、今後様々な情報と紐づけることで、自社製品の高付加価値化に利用したり、経営判断の材料としたりすることができる。さらに、今後、第 3 章でも述べるが、海上輸送・国内陸送の GPS トラッキング情報、さらには二酸化炭素排出量データが貿易 PF から取得することができるようになれば活用の幅はさらに広がるといえよう。しかし、各社の貿易手続にかかるデータは、保持の仕方がバラバラであるため、紐づけたり、変換したりするための費用がかかるとの声も寄せられた。

したがって、貿易手続のデジタル化を進める早い段階から、貿易データの収集・蓄積、及び活用を想定した国連 CEFAC などの国際標準等を踏まえたシステムアーキテクチャの検討、業務プロセス設定やシステム仕様設計を行いつつ、貿易 PF を導入していくことが重要である。

(3) その他、社外への貿易手続デジタル化の重要性の認知度向上、社内の人材育成

荷主企業からは、貿易手続デジタル化の重要性について、取引先相手などの社外の関係者に対して認知度を上げていくことが必要であるとの声や、社内において、貿易手続のデジタル化業務に対応できる人材がいけないとの声が挙げられた。

(1) でも述べたように、積極的に実証により効果を目に見える形にしていくことは、取引先相手などの社外の関係者に対しての認知度向上にもつながるといえる。また、貿易業務に携わる社員へのデジタル化に対する能力開発を行うことなどにより、貿易業務とデジタル化の双方について対応できる人材育成に取り組んでいくことが重要である。

図5 荷主企業による貿易手続デジタル化の取組¹³

荷主企業による貿易手続のデジタル化に向けた取組

- 荷主企業は、貿易手続のデジタル化に向けて、主に「①組織を横断した貿易手続デジタル化の推進」、「②貿易手続デジタル化の理解促進」、「③貿易データ活用に向けた収集・蓄積」などに取り組んでいくことが重要。

組織を横断した貿易手続デジタル化の推進

- ・ 事業が多岐に亘り、取扱製品の違いや工程の複雑さにより、各事業において独自システムが運用されている場合、貿易手続のデジタル化による全社物流機能の一元管理のため、例えば全社横断の物流チームを設立し、貿易手続に関する社内ルールの統一化を行うことで情報の蓄積・見える化や、手続の共通化・業務効率化に着手していく。
- ・ 貿易PF導入効果の試算。
- ・ AI-OCR等の技術の活用。

貿易手続デジタル化の理解促進

- ・ 経営層、経理財務部門などの関係部門に対する貿易デジタル化の効果へ対する理解。
- ・ 貿易手続のデジタル化に関わる社員の能力開発強化、DX人材の育成。

貿易データ活用に向けた収集・蓄積

- ・ 海上輸送、国内陸送のGPSトラッキング / 二酸化炭素排出量データの集約 / 作業時間等の貿易手続に関する物流を含む関連データの記録。

¹³ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料5 事務局説明資料
(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_05_00.pdf)

第3章 貿易PF提供事業者の現状と課題

3.1 現状

日本の貿易手続のデジタル化の先駆けとなるPFとしては、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）があり、輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCS センター）（株）が運営している。NACCS は2003年にナショナル・シングルウィンドウとしての業務稼働した後、関係省庁の業務やシステムの統合を進めるとともに、2010年にそれまでの海上、航空それぞれの通関システムを統合するなど、通関手続（輸出入に関わる一連の行政機関への手続）や関連する民間業務のデジタル化に対応している。NACCSに加えて近年では、第1章1.3に記載のとおり、複数の民間企業が、貿易PFを立ち上げて、商流、金流、物流の各系統におけるBtoBの貿易手続のデジタル化サービスを展開している。

本検討会に参加したPF提供事業者3社の概要は以下のとおり。

<事例：貿易PFを提供する日本の民間企業>

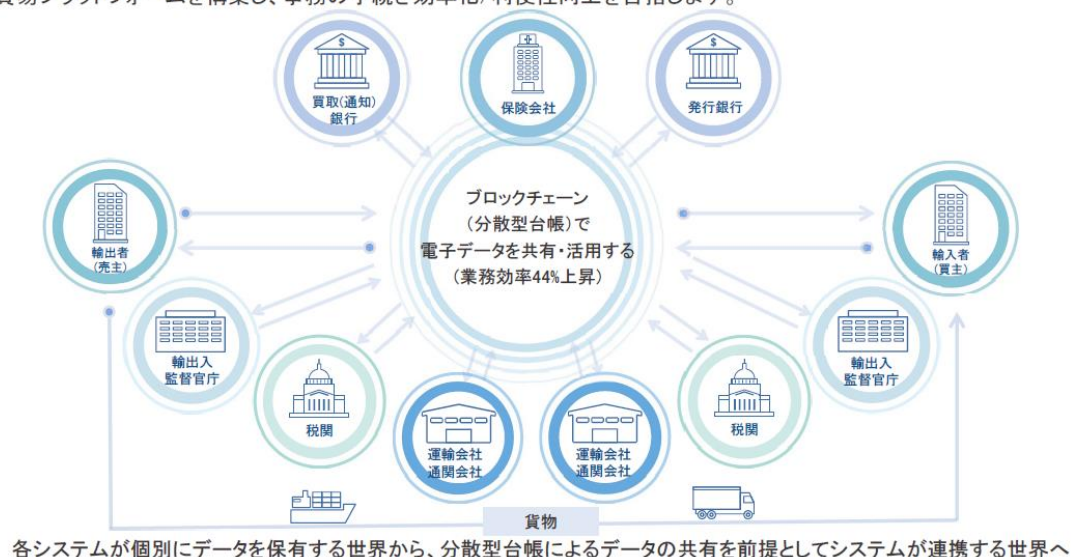
➤ （株）トレードワルツ

- ・ （株）NTT データ、三菱商事（株）、豊田通商（株）、東京海上日動火災保険（株）、（株）三菱UFJ 銀行、兼松（株）および損害保険ジャパン（株）が出資者となり2020年に設立、貿易業務のデジタル化を目指し、ブロックチェーンを活用した貿易PF”TradeWaltz”を提供。
- ・ 貿易に携わる全業種が利用可能なPFを通じて商流、物流、金流にまたがって貿易情報を連携することで、貿易にかかる手続時間を短縮し、コストカットを実現。
- ・ ASEAN はじめ諸外国の貿易PFとのシステム連携も推進中。

図6 （株）トレードワルツ紹介資料¹⁴

ブロックチェーンを活用した新しい貿易の形(ToBe)をTradeWaltzが提案

➤ TradeWaltzは、高い信頼性のあるブロックチェーン(分散台帳技術)基盤上に、貿易関係者が一気通貫で情報共有できる貿易プラットフォームを構築し、事務の手続き効率化/利便性向上を目指します。



¹⁴ （株）トレードワルツ提供資料

➤ (株) Shippio

- ・ 2016年に創業したスタートアップ。貿易業務を効率化するクラウドサービスと、輸送・通関業務をワンストップで提供するデジタルフォワーディング事業を展開。
- ・ 同社PFを通じて、見積・発注、本船動静情報の自動取得、社内外関係者でのリアルタイムでの情報共有、輸送データ活用によるサプライチェーンの最適化等が可能となる。

図7 (株) Shippio 紹介資料¹⁵

Shippioのサービス全体像

荷主と物流事業者が利用できる貿易プラットフォームの「Any Cargo」と、
一気通貫で貿易DXを実現する「デジタルフォワーディング」を組み合わせ、貿易業務のデジタル化を推進。



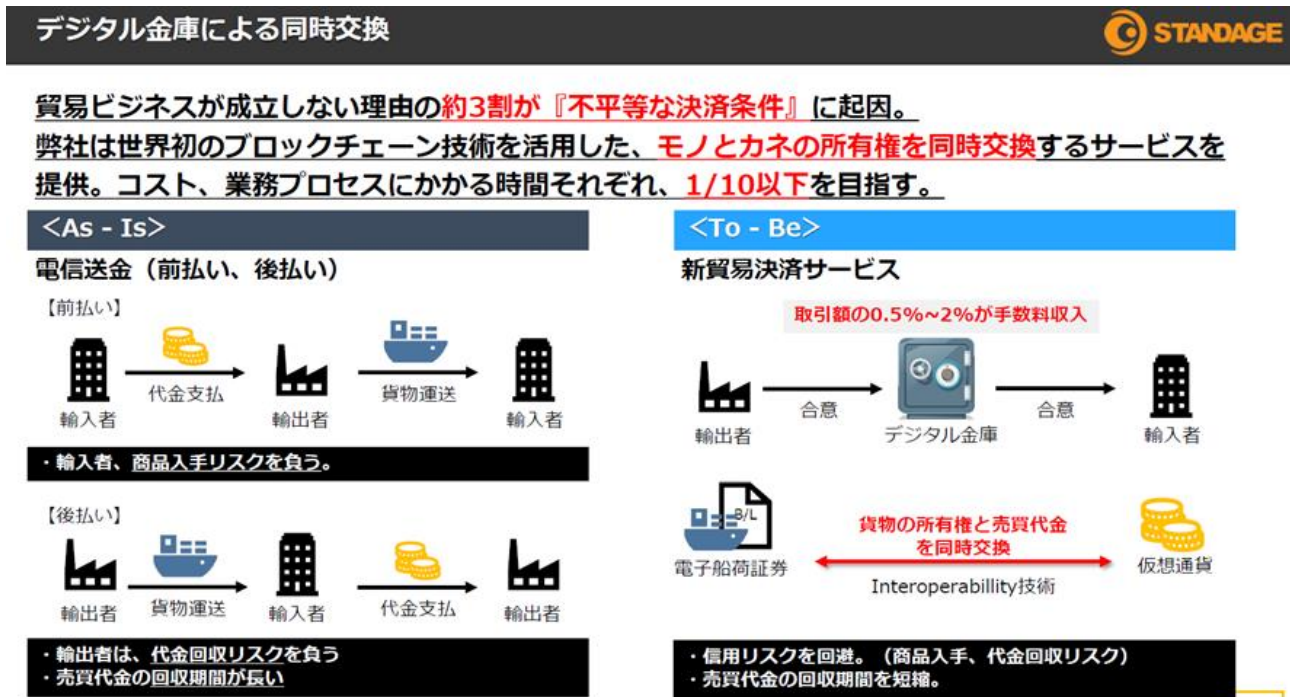
Shippio • 1

Copyright © 2023 Shippio, Inc. All Rights Reserved.

➤ (株) STANDAGE

- ・ 2017年に創業したスタートアップ。ブロックチェーン技術を活用した、ステーブルコインによる貿易決済システムを提供。電子船荷証券(eBL)とステーブルコインとの同時交換を実現することで、与信上の懸念がある新興国企業との取引リスクを緩和。
- ・ その他、国際物流概算見積一括取得サービスや中小企業向けに貿易業務全般を一括でサポートするサービスも提供。

¹⁵ (株) Shippio 提供資料



その他にも、国が保有するプラットフォームとして、港湾手続をデジタル化するサイバーポート (Cyber Port) が国土交通省により立ち上げられ、2021 年より運用を開始している（サイバーポートの概要については第 4 章 4. 1 にて紹介する）。

3. 2 課題と対応

第 1 章 1. 4 に記載のとおり、貿易 PF サービスの活用が進むことによって、貿易業務にかかるコストの削減やサプライチェーンの強靱化が期待されるものの、ナショナル・シングルウィンドウの機能を有する NACCS を除けば、日本国内で貿易に携わる大半の事業者が利用しているという貿易 PF は現状存在せず、共通課題を解決するための業界団体も存在しない状況であり、まずはいずれの貿易 PF 提供事業者もユーザーを拡大していくことが喫緊の課題と言える。本検討会において、荷主企業からは、貿易 PF 提供事業者に対する要望として、主に以下の点が挙げられた。

(1) 導入しやすいサービス仕様の提供

荷主企業からは、ユーザーが利用しやすい料金体系・価格帯を設定してほしい、自社システムとの API 連携しやすい仕様にしてほしい、といった、コスト面やシステム面での導入のしやすさを求める声が挙げられた。

貿易手続業務はバックオフィス業務であり、社内でコストセンターとして見られる傾向があるため、貿易 PF を導入する上で必要な社内のインフラ整備にかかる費用や、貿易 PF そのものの利用料金が高いと必然的に貿易 PF 導入のハードルは高くなる。また、第 2 章 2. 1 に記載のとおり、荷主企業の中には自社システムを通じて貿易業務を部分的にデジタル化している企業もあり、そうした企業にとっては貿易 PF を導入するにあたって API 連

¹⁶ (株) STANDAGE 提供資料

携等を通じて既存の自社システムと貿易 PF を接続させる必要があることから、そのための相応のコストと時間を伴うことになる。

そのため、貿易 PF 提供事業者はユーザー料金体系やシステム上の技術要件においてユーザーが導入しやすいサービス仕様を提供していくことが必要である。

(2) 貿易 PF 提供事業者間の連携

日本国内で複数の貿易 PF サービスが立ち上がっていることから、①国内外の貿易 PF 事業者同士が接続・連携することで、一つの貿易 PF を通じて貿易取引が完結できるようにしてほしい、②貿易 PF 同士が相互接続されていないと、各社で利用する PF が異なる場合、管理が煩雑化することを懸念する、といった、貿易 PF 同士の連携を望む声や、連携が取られていない場合の非効率化に対する懸念の声が示された。

取引相手が利用している貿易 PF と自社が利用している貿易 PF が相互接続していない限り、ユーザーにとっては追加でシステム接続が必要となり、接続コストが二重、三重にもなりうるため、貿易 PF は必要に応じて他社貿易 PF との連携を行うことが望まれる。

(3) 物流事業者との連携

貿易 PF の機能向上に向けた具体的な要望として、物流面での機能向上を望む声は多く、主に以下の 2 点についての要望が寄せられた。

① 船会社の情報取得

船便の手配や輸送中の船便の状況確認などは、荷主企業やフォワーダーが複数の船会社と個々にコンタクトして対応する現状にある。そのため、貿易 PF 上で各船社の運賃やスケジュールを網羅的に比較できるよう可視化し複数船社のブッキングが可能な仕組みにしてほしい、貿易 PF 上でトラッキングできる船のカバー率を向上してほしい、船会社が発行する船荷証券 (B/L) や運送状を貿易 PF 通じて入手したい、といった、貿易 PF を通じた船会社とのデータ連携を望む声があった。

② 貨物のトラッキング精度・範囲の向上

貨物の位置情報が正確ではないことで、港への到着日にズレが生じ、荷揚げ後の国内陸送の手配や最終的な納期にも影響を及ぼすことから、貿易 PF に過去の輸送データを蓄積し、それに基づく運行遅延や貨物滞留の高精度予測をしてほしい、品番単位でのトラッキング機能を備えてほしい、国内外の内陸輸送のトラッキングまでカバーしてほしい、といった、物流事業者と連携してトラッキングの精度や範囲の向上を望む声もあった。

これらの要望を踏まえ、貿易 PF 提供事業者が提供するサービスには、荷主企業が必要としている物流手配業務にかかる機能を向上することが望まれる。荷主企業が輸送に関して正確な情報・データを保有し分析することは、有事における代替の運航ルートの検索など、経済安全保障対応や、サプライチェーンの強靱化にむけた経営戦略の検討を行う上でも重

要である。貿易 PF 提供事業者は、こうしたデータを荷主企業に対して提供できるようにするため、物流事業者と積極的に連携していくことが必要であるといえよう。

(4) 金融機関、商工会議所との連携

信用状 (L/C) や保険証券、原産地証明書 (C/O) といった貿易文書もデータ連携する目的で、銀行や保険会社などの金融機関と連携してほしい、発給申請プロセスの自動化を実現するべく商工会議所の原産地証明書発給システムと連携してほしい、といった声も寄せられた。

貿易決済や保険付保は貿易取引における必須手続であり、原産地証明書についても輸出先国や輸出製品次第では毎回手配が必要となりうる。共通の貿易 PF を通じてこれらの手続を完了できることの意義は大きい。貿易 PF 提供事業者は、金融機関や商工会議所との連携を進めていくことが期待される。

(5) その他、新たな付加価値機能の提供

(1) ～ (4) で挙げられた内容以外にも、①税関事後調査にも対応できるよう、関税法の要件を満たす形での貿易関連書類や関税関係帳簿書類の電子保存機能の提供、②受注生産型の製造業を考慮したサービスの提供、③輸送距離、物量や CO2 排出量等のデータ蓄積と分析機能の提供、といった従来サービスにない新たな付加価値をもたらす機能を求める声も寄せられた。

こうした新たな機能はいずれも貿易 PF の利便性を高めることから、ユーザーの拡大につながりうる。したがって、貿易 PF 提供事業者には、機能向上及びユーザー拡大の双方の観点から、実証予算を活用した貿易 PF 提供事業者間の連携によって新たな機能・サービス開発に取り組むことを期待したい。

貿易PF提供事業者に望まれる対応①

- 貿易PF事業者に対しては、「物流事業者との連携」、「貿易PF事業者間の連携」、「初期導入しやすいサービス仕様」、「受注生産型の製造業も考慮したシステム」等の対応について要望があった。

物流事業者との連携

(トラッキング機能)

- ・ 海外の貿易PF事業者と連携し、貨物のトラッキングができるようにしてほしい。
- ・ 国内外の内陸輸送のトラッキングまでカバーしてほしい。
- ・ トラッキング精度に関して、品番単位での追跡など、貨物追跡機能の精度を向上してほしい。
- ・ 代替輸送手段調査・確保の効率化などに活用するために、データに基づく運航遅延や貨物滞留の高精度予測、輸送距離・物量・CO2排出量等のデータ蓄積と分析機能を提供してほしい。

(船会社とのデータ連携)

- ・ 船社からのデータ取り込みにより、①個別船積み毎の運賃請求書の電子取得、②船社運賃の個別単位での運賃登録（輸送データとの紐付きによる、実績管理や見込み計算の精度向上）、③運賃の可視化の機能をつけてほしい。
- ・ 現状ではShipping instructionを海貨業者がNACCSを介して船積確認事項登録（ACL）へ転記作業している利用形態が多く、船荷証券や運送状の取得をしやすくしてほしい。

貿易PF事業者間の連携

- ・ 国内外の貿易PF事業者と接続・連携することで、一つの貿易PFで貿易取引ができるようにしてほしい。
- ・ 海外の貿易PF事業者と連携し、貨物のトラッキングができるようにしてほしい。

6

貿易PF提供事業者に望まれる対応②

- 貿易PF事業者に対しては、「物流事業者との連携」、「貿易PF事業者間の連携」、「初期導入しやすいサービス仕様」、「受注生産型の製造業も考慮したシステム」等の対応について要望があった。

初期導入しやすいサービス仕様

- ・ 自社システムとのAPI連携しやすい仕様にしてほしい。データを実務担当者が入手しやすい環境や仕組みを検討してほしい。
- ・ 貿易PF利用促進の為にユーザーが利用しやすい料金体系・価格帯の設定をしてほしい。

受注生産型の製造業も考慮したシステム

- ・ 消費財やレポート生産を行う量産型の製造業を主眼に置いたシステムは多く存在している一方、受注生産型の場合、重量物の取扱を含め、物流プロセスが異なる。真に貿易手続のデジタル化を目指す場合、貿易PFにおいて、受注生産製造業を考慮したシステムも必要ではないか。

その他、サービスへの付加価値の付与

- ・ 税関事後調査書類の作成支援・管理機能の強化。
- ・ 銀行・保険等の金融機関も参加した形での貿易書類の電子化。保険証券データの自動発行化。
- ・ 集約されるビッグデータを用いた予測やベンチマーク、新規導入企業への情報プラットフォーム展開をしやすくしてほしい。
- ・ 原産地証明書の発給機能において、「発給申請プロセス」の自動化を実現する輸出者-商工会議所間でシステム連携をしやすくしてほしい。

7

¹⁷ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料5 事務局説明資料
(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_05_00.pdf)

第4章 国の現状と課題

4. 1 現状

貿易手続のデジタル化ならびにサプライチェーンの強靱化については、令和5年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」にて言及されており、日本政府として重要視している分野の1つと位置付けられている。

加えて、令和5年のG20やAPECの会合においても、貿易手続のデジタル化が共同声明や成果文書の中で取り上げられた他、日本ASEAN50周年特別首脳会議にて採択された「共同ビジョンステートメント実施計画」の中でも、貿易PFの利用拡大を通じた貿易のデジタル化が明記されており、日本に限らず国際的な枠組みにおいても、貿易手続のデジタル化の重要性やそのための貿易PFの利用拡大が謳われているところである。

図10 「経済財政運営と改革の基本方針」および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」抜粋¹⁸

＜経済財政運営と改革の基本方針2023＞（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

（5）対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

＜中略＞

（対外経済連携の促進）

また、ワンヘルス・アプローチ205を推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。**貿易手続を含むデジタル化**、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環・水防災、女性等の分野でも取組を進める。

＜中略＞

＜新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版＞（令和5年6月16日閣議決定）

IV. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み

（3）横断的環境整備

①イノベーション環境・インフラの整備

＜中略＞

また、企業立地に向けた土地利用・インフラ制約の解消のため、重要産業に係る工業用水等の産業インフラ整備、土地利用調整の円滑化等による産業用地の整備等を進める。あわせて、**貿易手続電子化によるサプライチェーンの効率化・強靱化を進める。**

¹⁸ 「第1回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料4 事務局説明資料
(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/001_04_00.pdf)

High level principles for digitalization of trade related documents

26. We believe that widespread adoption of paperless trade will drive productivity gains and economic growth by reducing trade costs and lowering barriers to entry for MSMEs, including women-owned or women-led MSMEs. Recognition of electronic trade documents as equivalent to their paper counterparts will support such a transition. We thus endorse non-binding, ‘High Level Principles on Digitalization of Trade Documents’ (Annex C). We, as G20 members, will make efforts to implement them and encourage other countries to consider these principles.

図 12 APEC 閣僚会議「閣僚共同声明」抜粋²⁰

12. The digital economy facilitates sustainable, inclusive, and innovative growth, and we reaffirm our commitment to achieving an enabling, inclusive, open, fair, and non-discriminatory digital and innovation environment. We commend the APEC Digital Month held in Seattle and note initiatives to advance the digital economy, including through stakeholder engagement and discussions on artificial intelligence. We reaffirm our commitment to accelerating the implementation of the APEC Internet and Digital Economy Roadmap, and encourage economies to intensify efforts to accelerate digital transformation and interoperability, strengthen capacity building, promote digitalization of trade procedures through developing and implementing paperless trade facilitation measures, and enhance digital literacy and skills to build workforce capacity in the digital age. We look forward to promoting sustainable, clean, and low carbon

図 13 日 ASEAN 友好 50 周年特別首脳会議「共同ビジョンステートメント実施計画」抜粋²¹

2.9.8 Promote trade digitalisation through expanding the utilisation of digital trade platforms, and promoting data linkage based on international standards;

こうした方針も踏まえ、第 3 章 3. 1 にて紹介したように民間の貿易 PF 提供事業者が貿易手続のデジタル化に寄与するサービスを提供する一方で、国においても貿易手続のデジタル化を進めるための施策を講じている。各省庁の施策について、以下紹介する。

➤ 経済産業省

① ユーザー拡大支援

貿易 PF の導入にあたって相当のコストがかかるというユーザーの声を踏まえて、貿易 PF とユーザー間、貿易 PF 間の相互接続に必要なシステム構築費用を一部補助する補助金事業を令和 5 年度より実施している。

¹⁹ 経済産業省 G20 Trade and Investment Minister’s Meeting “Outcome Document and Chair’s Summary” (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100544351.pdf>)

²⁰ 経済産業省 2023 APEC Ministerial Meeting “Joint Ministerial Statement” (<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231116004/20231116004-a-eng.pdf>)

²¹ 外務省 “Implementation Plan of the Joint Vision Statement on ASEAN-Japan Friendship and Cooperation” (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100596783.pdf>)

② データ標準化

貿易に携わる事業者が共通の仕様で貿易データを共有することが可能となるよう、国際標準に準拠した貿易データ連携を推進するべく、国連 CEFACT に対して、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを行っている。

③ 貿易相手国との連携

ASEAN をはじめとする貿易相手国とのデータ連携を進めるべく、ASEAN における貿易手続デジタル化の推進に向けたロードマップを令和 5 年度に策定した。

また、関係省庁と連携して、第一種特定原産地証明書のデジタル化に取り組んでおり、令和 6 年 2 月時点で 7 つの協定について PDF ファイルでの原産地証明書の発給を実現したことに加えて²²、日インドネシア EPA においては、令和 5 年 6 月からデータ交換による運用が開始されている。

図 14 貿易手続デジタル化の施策（経済産業省）²³

貿易手続デジタル化の施策

課題

施策の方向性

① 貿易PFと接続するユーザー拡大

- ✓ ユーザーからは、**初期導入コストがかかる**ことや、**効果が出るまでに時間を要する**ため、**導入に踏み切りにくい**との声。
- ✓ 貿易PFに**接続するユーザーが一定数を超えないと効果が実感しにくい**。

① 貿易PFの国内外の接続先拡大

- 貿易に携わる事業者間で **貿易DXの意義や課題を検討し、貿易PFのネットワーク効果を高めていく**。**【本検討会の開催】**
- ①貿易PFとユーザー間、②貿易PF間、の相互接続に必要なシステム構築費用の一部補助 **【来年度当初予算要求額 15億円】**

② 貿易分野データ連携の実現・拡大

- ✓ 貿易データの項目が各国・企業でバラバラだと、**貿易PF間のデータ連携が困難**。

② 国際標準に準拠した貿易分野データ連携の推進

- 国際標準機関（UN/CEFACT※等）に対し、日本企業からのデータ項目追加要望（例：工場出荷日等）を反映するよう働きかけ。
- 国際標準を踏まえた日本企業向けガイドラインの策定・普及推進。

③ 貿易相手国との連携

- ✓ ASEANをはじめとした各国と貿易手続デジタル化の推進に向けて、その重要性を日本と貿易相手国間で確認し、貿易PF間連携や貿易データ連携を後押しすることが重要。

③ ASEAN諸国と日本との間での連携の推進

- ASEAN全体における貿易手続デジタル化の推進に向けた **ロードマップの制定・公表**。

※ UN/CEFACT: United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business 5

※ 上記の「予算要求額 15 億円」については、5.9 億円で閣議決定された（令和 5 年 12 月 22 日）。

²² 日インド、日タイ、日チリ、日ベトナム、日マレーシア、AJCEP（ベトナム・マレーシア向け）、RCEP の 7 協定

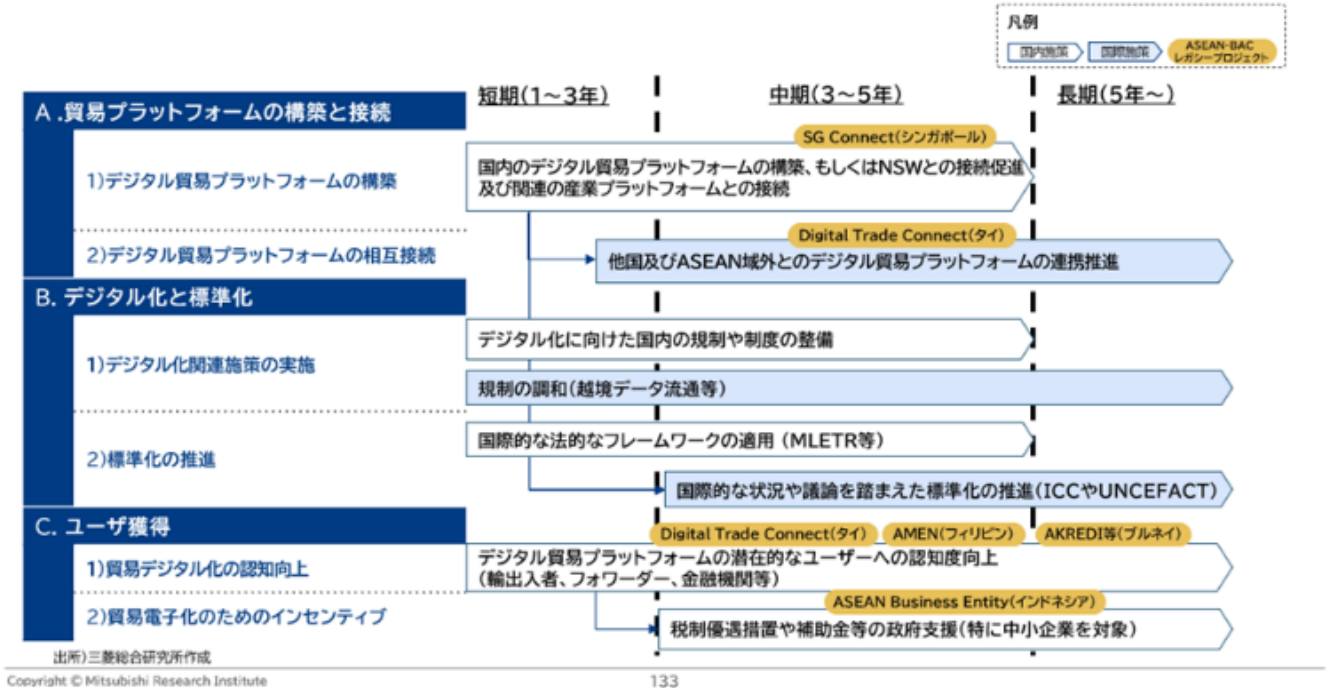
²³ 「第 1 回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料 4 事務局説明資料

(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/001_04_00.pdf)

5. 政策提言とロードマップ

5.4 ロードマップ

- 下図が、貿易デジタル化を実現するためのロードマップである。ASEAN各国は本ロードマップと、自国のデジタル化の整備状況を踏まえて、具体的な取組スケジュールを整理することが望ましい。



➤ 財務省

第3章3. 1にて紹介したように、NACCSによりシングルウィンドウでの輸出入に関わる一連の行政機関への手続等を行うことを可能としており、必要に応じて機能の改善を図っている。

➤ 法務省

日本における電子船荷証券(eBL)の導入に向けて、商法改正を通じた船荷証券のデジタル化に向けた取組を進めており、2022年2月に法制審議会に諮問をし、議論がなされているところである。

➤ 国土交通省

港湾物流手続をデジタル化するサイバーポート(Cyber Port)の運用を2021年4月に開始した。サイバーポートは、貿易手続全体のうち港湾物流手続を対象に、船便のBookingや、港での貨物の搬入・搬出・船積などの手続のデジタル化を実現している。NACCSや民

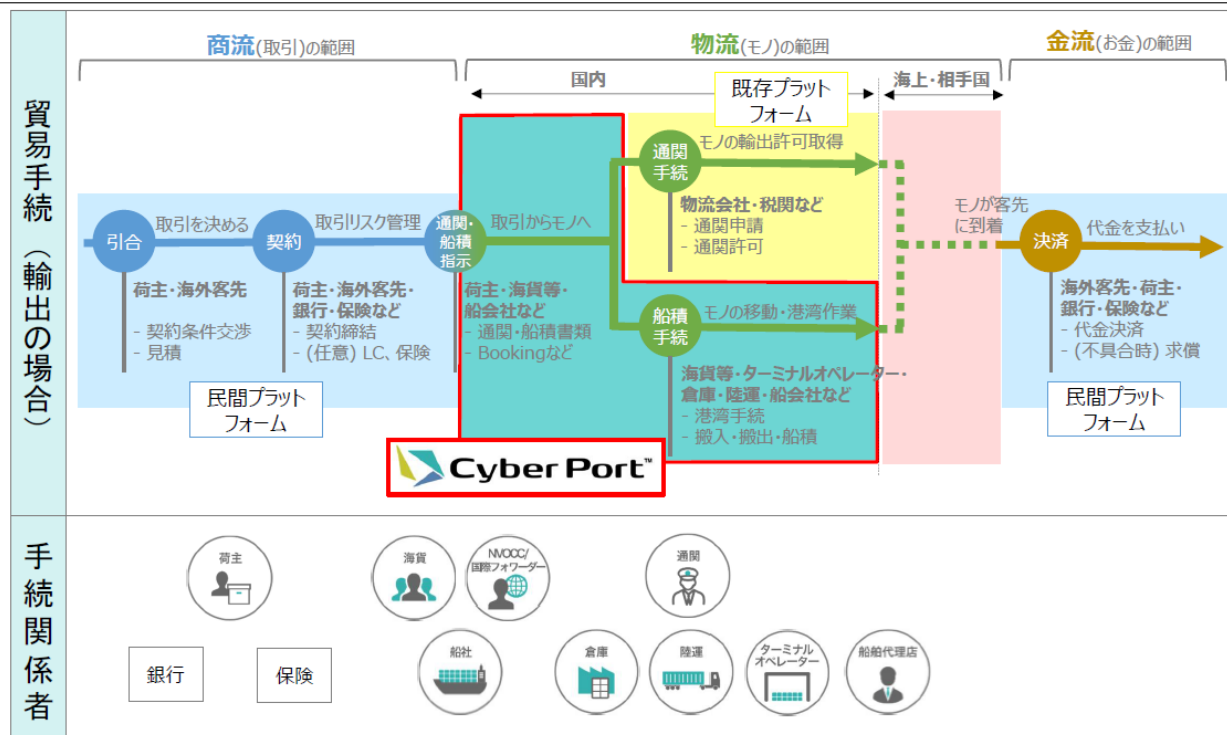
²⁴ 三菱総合研究所「令和4年度補正予算有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業：貿易取引電子化システム社会実装促進事業」報告書

間貿易 PF ともデータ連携することで貿易手続全体のデジタル化を推進している。物流事業者を中心にユーザー拡大が進んでおり、荷主企業に対しても利用促進を図っている。

図 16 サイバーポート紹介資料²⁵

サイバーポートの対象範囲

- サイバーポートは、貿易手続全体のうち港湾物流手続を対象。
- 周辺の手続を担うプラットフォームとも連携・整合をとりつつ、全体としてデジタル化を推進。



4. 2 課題と対応

荷主企業が貿易 PF の活用も検討しつつ各社貿易手続のデジタル化に向けて取り組んでいる一方で、制度整備をはじめ個社単独の取組や貿易 PF の機能改善だけでは解消が困難な課題が、国に対する要望として挙げられた。貿易手続のデジタル化を推進する上では、官民双方がそれぞれの課題解決にあたるのが重要であり、国としては以下に列挙する課題について取り組んでいくことが期待されている。

(1) 主に紙で扱われている貿易文書・手続のデジタル化に向けたルール整備と活用推進

貿易手続のデジタル化に向けた課題として、多くの荷主企業から、一部の貿易文書や手続についてデジタル化が進んでいる一方で、未だに紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が残っているという点が挙げられた。一連の貿易手続の中で、一部手続についてはデジタルで、一部手続については紙で、という状況はオペレーション上の混乱も招きやすく非効

²⁵ 「第 2 回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料 3 国土交通省説明資料
(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_03_00.pdf)

率であり、一連の貿易手続を全てデジタルで処理できるようにしてほしい、との要望が寄せられた。

企業の貿易形態や頻度によっては、引き続き紙ベースでの貿易文書のやり取りを継続する選択肢を否定するものではないが、一定程度以上の貿易取引を行う企業においては、一連の貿易手続を全てデジタルで処理できることが望ましいと考えられる。しかしながら、現時点においては、貿易手続を全てデジタルで処理できる環境は整っていないのが現状である。そこで、貿易手続の完全デジタル化に向けて、現時点において紙のやり取りが残っている主な具体的な貿易文書・手続とそのデジタル化に向けた対応状況について紹介する。

① 船荷証券（B/L）

第4章4. 1に記載のとおり、日本における電子船荷証券（eBL）の導入については、現在、法務省が商法改正を通じた船荷証券（BL）のデジタル化に向けた取組を進めているところである。eBLの利用が国際的に少しずつ進んでいる中、日本の現状としては、BLは紙の証券であることが前提であり、eBLは法律上のBLにはあたらないと整理されている。そのため、eBLに紙のBLと同じような法的地位を与えることが喫緊の課題と認識されている。

BLは国際取引で使われる以上、それをデジタル化する法律も国際的な調和がとれたものとする必要があるとの観点から、2017年に国連商取引法委員会では有価証券等のデジタル化を進めるためのモデル法（MLETR）が制定され、現在、世界各国がそのモデル法を参考に国内法を制定しようという流れになっている。

法務省によって検討されている法案の内容については法制上の課題もあり未だ議論中ではあるが、荷主企業からもeBLの国内法制度化を望む声は大きく、今後は可能な限り早くeBLの実現に向けての対応が望まれるところである。

② 通関手続（輸出入に関わる一連の行政機関への手続）

通関手続は基本的にはNACCSを通じてデジタル化が進んでいる領域ではあるものの、荷主企業からは一部の手続については紙での対応が求められるとの指摘がある。例えば、通関審査の際に通関関係書類を紙ないしPDFでの提出が求められる、輸入消費税・関税の延納手続に紙の納付書が求められる、といった声が寄せられている。

これに対して現状のNACCSでは、通関審査時の通関関係書類の提出については、PDF等の電子媒体により提出できることに加えて、企業の社内システムとの連携により、インボイスやパッキングリストといった通関関係書類のCSVデータを取り込み提出できる機能を備えている。また、輸入消費税・関税の延納手続については、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付が可能となっているが、さらに利便性を向上させるため、2025年の次期システム更改時に納期限延長にかかるオンラインリアルタイム口座での引き落としによる納付手段を可能とするといった機能拡充も予定されている。

他方で、関税関係以外の他法令確認においてもデジタル化した機能を備えているものの、一部の書類については紙の書類提出を求められる場合があるため、この点について、更なるデジタル化の検討が必要である。

さらに紙書類以外の論点として、荷主企業から NACCS からダウンロードした輸出入データを社内で有効活用したいという要望も寄せられているところ、既に NACCS の現行機能を用いて社内でデータ活用を行っている社もあることから NACCS の機能について、更なる周知を図ることが望まれる。

その他、民間の貿易 PF 経由で NACCS にデータ連携できるようになれば、荷主企業が社内システムと NACCS を個別に連携する必要はないため、貿易 PF と NACCS 間でのシステム連携についても期待されている。

③ 港湾手続

港湾手続は国土交通省がサイバーポートを通じてデジタル化を進めているところではあるが、通関手続と同様に、一部の手続については紙での対応が求められるとの指摘や、船会社とのやり取り等においてアナログなコミュニケーションが残っているという課題が示された。例えば、港湾貨物運送事業労働災害防止協会に対する危険物又は有害物事前連絡表の提出など、紙で提出しなければならない手続が残っている、といった指摘や、船の Booking 情報など、船会社が保有している情報を荷主企業が 1 社ずつ個別に確認するのは大変な負担であり、日本の主要な船会社が保有している情報をサイバーポート経由で一括して取得することができると望ましい、といった要望が寄せられた。

サイバーポートのユーザー数は増加傾向にあるが、これを更に加速するべく、残存する紙での港湾手続を関係団体とも連携してデジタル化へ移行するとともに、船会社のサイバーポートへの参画を促していくことが望まれる。

④ 原産地証明書 (C/O)

特惠原産地証明書については、2022 年 1 月に日タイ EPA 及び、RCEP 協定で PDF 発給を実現して以降、その他の協定についても順次進められている。2021 年からはインドネシア、タイ、ASEAN との間で特惠原産地証明書のデータ交換の導入に向けて協議が開始され、2023 年 6 月からはインドネシアとの貿易取引において、輸出国発給機関と輸入国税関との間で直接受け渡しを開始されたところである。また、国内での特惠原産地証明書のデータ連携に向けた動きとして、4. 1 の経済産業省の施策として紹介した補助金事業を通じて、自動車業界標準システムとして始まり業界を超えて利用企業の拡がりを見せる経済連携協定活用プラットフォームである

「JAFTAS」と、第一種特定原産地証明書発給システムのシステム間接続も実現した。²⁶ 非特惠原産地証明においては、東京商工会議所や大阪商工会議所などの日本各

²⁶ 株式会社東京共同トレード・コンプライアンスプレスリリース「経済連携協定 (EPA) 活用の貿易プラットフォーム国内初の官民連携によるシステム間接続を実現～EPA 活用プラットフォーム「JAFTAS®」、経産省/日本商工会議所の原産地証明書発給システムとの接続実現により、スマート EPA 時代へ前進～」

(<https://jaftas.jp/press/12818/>)

地にある商工会議所が PDF 発給への切り替えを進めている。荷主企業の一部からは、PDF 発給よりもさらに迅速なやりとりが可能であり、真正性が確保されるデータ交換や、非特惠証明書のデータ項目の統一化、輸入通関との自動連携への期待の声も寄せられているところであり、今後の産業界全体の要望も踏まえながら、これらの取組を推進していく必要がある。

上記①～④で挙げられた他にも、輸出先国の制度や運用によってオリジナルの書類（例：船積前検査証（LPSR）、免税申告時のインボイス（I/V）、包装明細書（P/L）等）を求められるケースがあるとの実態が挙げられた。それらの実態把握を行うとともに、ASEAN 各国を始めとした貿易手続のデジタル化の実現に向けた国際枠組みを活用して推進していくことも重要である。

（２）貿易 PF の導入支援・促進

貿易 PF の導入のしやすさを求める荷主企業からは、第 3 章 3. 2 に記載のとおり、貿易 PF の導入にあたっての貿易 PF の利用料金自体や、自社の既存システムとの接続等に必要な社内のインフラ整備にかかるコストが高いことから、国による支援が求められている。第 4 章 4. 1 にて記載のとおり、経済産業省では貿易 PF とユーザー間、貿易 PF 間の相互接続に必要なシステム構築費用を一部補助する補助金事業を令和 5 年度より実施している。

令和 6 年度も引き続き補助金事業による貿易 PF の導入サポートを予定しており、導入にあたってユーザーのコスト負担を軽減する効果が期待されている。

また、補助金事業による導入支援に加えて、貿易 PF を活用した場合には通関手続（輸出入に関わる一連の行政機関への手続）の効率化を図るといった、ユーザーにとってのインセンティブを検討することも望ましい。

（３）貿易 PF の認知度向上と貿易手続デジタル化の重要性周知

荷主企業からは、貿易 PF 自体の認知度不足についても指摘された。貿易 PF サービスが多数立ち上がる中で、各 PF がそれぞれどのような機能、サービスを提供しているかについての情報が十分に整理されていない。また、貿易 PF 活用の先行事例が限られるために、貿易 PF を通じて貿易手続をデジタル化することが、サプライチェーンの強靱化にどのように寄与しうるかについて、ユーザーとなる企業にとっては具体的にイメージすることが難しいと考えられる。特に、リソースが限られる中小企業にとっては、貿易手続デジタル化の重要性を認識し自社にとって最適な貿易 PF を判断して導入を進めることは困難であるといえよう。

貿易手続デジタル化の重要性を周知し、貿易 PF を幅広く普及させるためには、国としては企業と協力して国内における先進事例創出に取り組み、その効果等について広く共有していくことが必要である。また、中小企業の貿易手続デジタル化対応を費用・情報面も含めて十分にサポートできるよう、支援のあり方について検討する必要がある。

(4) フォワーダー事業者の貿易 PF 参画

サプライチェーン強靱化のためには貿易データが一通貫して管理・共有されることが重要であり、そのためには荷主とフォワーダーが共通の貿易 PF 又は相互に連携した貿易 PF を通じて貿易手続のデジタル化を図っていくことが望ましい。荷主企業からは、国からフォワーダー事業者に対しても貿易 PF 参画を促してほしいとの声が寄せられた。貿易 PF の活用はフォワーダーにとっても人手不足の解消、業務負担軽減にもつながるといえる。

荷主企業からの別の意見としては、フォワーダーが荷主企業から受領した情報を自社システムに入れ直しているような業務形態をとっている場合には、貿易 PF 導入による業務負担の削減効果は荷主企業と比べてフォワーダーの方が大きいと思われるため、フォワーダーと荷主企業の双方でメリットとなるような形で導入を推進してほしいとの意見も寄せられた。一方で、フォワーダーにとっては、従来使用していた自社システムと貿易 PF との接続にかかるコストが新たに発生することに加えて、荷主企業がそれぞれ異なる貿易 PF を導入している場合は、荷主の導入している貿易 PF にあわせて複数の貿易 PF との接続を余儀なくされ、接続コストが二重、三重となる可能性がある。

荷主企業、フォワーダーは貿易 PF の導入に伴って享受できる効果と導入に際して生じるコストについての見解が異なることが推測されるため、両者の立場の違いを考慮しながら、貿易 PF の導入が両者に裨益するための施策を講じていくことが求められる。

(5) 貿易データの連携とセキュリティ対策

貿易 PF 提供事業者間の連携について、第 3 章の貿易 PF に対する要望として挙げられたが、国に対しても貿易 PF 間の相互運用性確保を促進するべく、データの標準化にかかる対応を求められている。具体的には、スイッチングコストの低廉化のため、貿易データの記述・保管・授受等に関する標準化と互換性の確保や、貿易 PF 同士の規格統一(相互互換性確保)を求める声が寄せられた。第 4 章 4. 1 にて記載のとおり、経済産業省では国際標準に準拠した貿易データ連携を推進するべく、国連 CEFAC に対して、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを行っている。

また、貿易 PF の利活用が進み貿易データが連携すると、ユーザー企業の貿易取引に関する機微なデータが膨大に蓄積されることになる。名古屋港へのサイバー攻撃や仮想通貨のハッキングといったセキュリティ問題が生じている状況に鑑み、①貿易 PF 上に登録された情報の利用目的の順守、②関係者以外への漏洩が起らぬよう盤石なセキュリティの確保、③貿易 PF 上の蓄積データの取扱いに関する一定のルール の 制定、④万が一のハッキングによる損失対応、といった企業の競争力につながる情報についての秘匿や、システムセキュリティの強化についても検討していく必要があるとの意見が寄せられた。

引き続き、国際標準についての検討や働きかけを行っていくとともに、それらの実装を促し、相互互換性を確保することでデータ連携を推進していくことが必要である。また、確保すべきセキュリティ対策についても検討していく必要がある。

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声①

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワード事業者のPF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避

- 税関、船社・乙仲、荷主、銀行を始め国内外の関係者が多く、また、多種多様な書類が存在している。相手国によっては、未だ**原産地証明書、船積前検査証(LPSR)、免税申告時のインボイス・包装明細書(P/L)等の船積書類一式**等はオリジナル書類を求められることも多い。データ化の移行において、一部の書類は取り扱えないなどの例外が発生すると、実務への負担が大きい。法整備も含めたグローバルPFの構築、国内貿易PFの連携拡大を期待したい。
- 消費税・関税延納手続き時の納付書、原産地証明書、保険証券、（案件に応じて）オリジナル書類等のペーパーレス化、手書きサインレス化、各国税関・銀行への働きかけによる電子化を実現してほしい。
- 国や地域によって異なる輸出入ルールを標準化・統一化してほしい。
- 銀行等の金融機関も参加し、L C機能、保険証券や船荷証券等の電子化を進めてほしい。
- 医療機器輸入時における厚生局薬監申請など、他法令申請・承認の完全電子化を推進してほしい。

電子船荷証券（eBL）の早期実現の推進

- 貿易手続の中で、相手国によってはオリジナル書類の提出が求められるケースがあり、eBLの早期実現に向けた推進をお願いしたい。

通関手続き

- 通関申告のペーパーレス促進。（NACCSへの申告自体はペーパーレス、審査の時はPDF（紙）が必要。電子帳簿保存法によりインボイスを紙→PDF保管する必要あり）
- 許可後訂正作業の簡素化。（船名・出航予定変更などの微修正等）
- NACCSの機能改善（活用しやすい出力形式、購買部署ごとに切り分けができる機能等）

9

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声②

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワード事業者のPF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避

- 税関、船社・乙仲、荷主、銀行を始め国内外の関係者が多く、また、多種多様な書類が存在している。相手国によっては、未だ**原産地証明書、船積前検査証(LPSR)、免税申告時のインボイス・包装明細書(P/L)等の船積書類一式**等はオリジナル書類を求められることも多い。データ化の移行において、一部の書類は取り扱えないなどの例外が発生すると、実務への負担が大きい。法整備も含めたグローバルPFの構築、国内貿易PFの連携拡大を期待したい。
- 消費税・関税延納手続き時の納付書、原産地証明書、保険証券、（案件に応じて）オリジナル書類等のペーパーレス化、手書きサインレス化、各国税関・銀行への働きかけによる電子化を実現してほしい。
- 国や地域によって異なる輸出入ルールを標準化・統一化してほしい。
- 銀行等の金融機関も参加し、L C機能、保険証券や船荷証券等の電子化を進めてほしい。
- 医療機器輸入時における厚生局薬監申請など、他法令申請・承認の完全電子化を推進してほしい。

原産地証明書

- 原本送付の廃止に向けて、PDFよりも更に迅速なやり取りが可能、かつ原産地証明書の真正性が確保される「データ交換(e-CO)」への一本化を実現するため、各国への働きかけをしてほしい。
- 商工会議所(日本商工会議所/EPA特惠、東京および大阪商工会議所/一般)の原産地証明書のデータ項目の統一化、電子取得の実現。
- 証明書の入手より先に貨物が届いてしまう場合が散見されるため、原産地証明書の交付・提出がシステム化することにより、自動で輸入通関で適用されるようにできないか。

10

²⁷ 「第2回 貿易プラットフォーム利活用推進に向けた検討会」資料5 事務局説明資料

(https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/002_05_00.pdf)

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声③

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワーダ事業者の貿易PF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

フォワーダ事業者の貿易PF参画

- ・ フォワーダが荷主から受領した情報を自社システムに入れ直している場合、フォワーダ側の業務負荷軽減の割合が大きいと思われるため、フォワーダシステムとNACCSの連携による効率化や人手不足解消などのメリットを、フォワーダと荷主企業で折半する様な仕組みを実現してこそ貿易手続のデジタル化が実現するのではないかと。
- ・ 政府からフォワーダへの貿易PF参画バックアップ（インセンティブ等）を働きかけてほしい。
- ・ フォワーダの貿易PFへの参画を通じて、①Door to Door一貫の貨物トレース(現状はフォワーダ毎にシステムが異なっているため困難)や②NACCSへの申告、電子保管、許可書保管等を実現。
- ・ 自社宛での荷物が納入される場合、船会社からの入港通知を受けてから、事前に船会社から受け取っていた関連書類をメールで乙仲業者に送付し、通関手続きの代行を依頼しているが、この一連の流れを貿易PFを活用してデジタル化を実現することで、フォワーダとのやりとりについて省力化できないか。

システムセキュリティの確保

- ・ 名古屋港でのランサムウェアLockBitによるシステム停止や仮想通貨のハッキング等が発生しており、万が一のハッキングによる損失対応も含め検討を進めてほしい。
- ・ 貿易PF上に登録された情報の利用目的の遵守、営業活動への利用禁止等の明確な規定や、関係者以外への漏洩が起こればどう厳正なセキュリティの確保が必要ではないか。

11

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声④

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワーダ事業者の貿易PF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

貿易PF導入支援・認知度向上

- ・ 貿易PFの認知度向上や貿易関連サービス提供事業者に対する貿易PF参画への支援。
- ・ 貿易PFの参画利用者が多いほどメリット・実効性があるため、（中小企業も含め）大小問わず多くの関係事業者が容易に参加しやすく、また、アクセスしやすい環境整備の促進・拡充（導入費用の補助等）。
- ・ 各貿易相手国内における各プレイヤーの貿易PFへの参加の働きかけや各国貿易PFとの連携促進。

貿易データの連携

- ・ スイッチングコストの低廉化のため、貿易データの記述・保管・授受等に関する標準化と互換性を確保してほしい。
- ・ 貿易PF上の蓄積データの取扱いに関する一定のルール制定や、貿易PF同士の規格統一（相互互換性確保）をしてほしい。

その他

- ・ 国内における関係省庁による連携強化・一体となった推進体制の構築。

12

第5章 今後の方向性

本報告書ではこれまで、荷主企業、貿易 PF 提供事業者、国における課題と対応について紹介した。本検討会を通じて、三者がそれぞれの立場で、貿易手続のデジタル化に向けた取組を進めていることが明らかになった。貿易手続のデジタル化による便益を最大限享受することができるのは、貿易手続に携わる全ての関係者が貿易手続のデジタル化に取り組んだ場合であり、官民一体となって加速して進めることが極めて重要である。

貿易手続において必要とされる貿易文書は各貿易取引の内容によって複雑で多岐に渡る。そのため、各国の対応状況や国際標準なども踏まえて、優先順位を見定めて戦略的に取り組むこと、また、貿易 PF の利用を促すためのインセンティブプランについても併せて検討することが重要である。そこで、令和 10 年度までに、貿易 PF を通じてデータの利活用ができる形でデジタル化された貿易取引の割合を、第 1 章 1. 4 で記載した固定電話の事例のように、一般的に商品やサービスの普及が加速するとされる 10% とすることを目標として掲げ、本検討会でデジタル化が実現していないと指摘された貿易文書については、引き続き着実にデジタル化の実現に向けて取り組んでいくこととし、令和 6 年度第 1 四半期に、令和 10 年度の目標達成に向けたアクションプランの作成、およびそれ以降の目標設定を検討するなどして、関係省庁と荷主企業、貿易 PF 提供事業者が、足並みをそろえて同一の目標に向かって取り組んでいくこととしたい。アクションプランの骨子案は以下のとおりである。

<アクションプランの項目案>

1. 紙で扱われている一部の貿易文書・手続のデジタル化
 - ・ 重点的にデジタル化に取り組む貿易文書、及び相手国の検討 【関係省庁】
 - ・ 電子船荷証券の法制度の整備 【法務省】
 - ・ サイバーポートの利用促進（特に荷主、船会社）と機能拡充 【国交省】
 - ・ 原産地証明書（特惠／非特惠）のデジタル化の推進 【経産省】
 - ・ ASEAN 各国を始めとした海外諸国とのデータ連携 【経産省】
 - ・ NACCS と貿易 PF との連携 【関係省庁】
 - ・ サイバーポートと貿易 PF の連携促進 【国交省・経産省】
2. 貿易 PF の導入支援・促進
 - ・ 荷主企業の既存システムと貿易 PF の初期導入支援、接続にかかる実証支援 【経産省】
 - ・ 貿易 PF 事業者間の連携接続支援 【経産省】
 - ・ 貿易 PF 活用によるインセンティブプランの検討 【経産省】
 - ・ 貿易 PF を活用した場合の輸出入に関わる一連の行政機関への手続等の効率化の検討
【関係省庁】
3. 貿易手続デジタル化の重要性の認知度向上
 - ・ 先進事例の創出による効果の見える化 【経産省】
 - ・ 各種行政システム（NACCS、サイバーポート等）の最新機能の周知による利用促進
【経産省・財務省・法務省・国交省】

4. フォワーダー事業者の貿易 PF 参画

- ・ フォワーダー事業者の貿易 PF 活用に向けた意見交換会の実施 【経産省・国交省】

5. 貿易データの連携とセキュリティ対策

- ・ 国連 CEFAC への標準への提案 【経産省】
- ・ セキュリティ対策に関する検討 【経産省】

第4章4. 2 (2)に記載したような、補助金事業を通じた貿易 PF の導入支援は、貿易 PF のユーザーが少ない現段階での導入を後押しするためのあくまで時限的措置であり、貿易手続のデジタル化を進めていく初期段階でのみ講じるべき施策である。貿易手続のデジタル化を推進するためには、貿易に携わる全ての事業者が、貿易手続のデジタル化を、“今、大きな問題が生じていない分野”として捉えるのではなく、人手不足などのこれから確実に直面するであろう経営課題を見据え、“今を転機として優先して取り組むべき分野”と捉えて、主体性をもって取り組んでいくことで、その効果が全体に裨益していき、貿易手続のデジタル化を実現することができる。したがって、荷主企業、貿易 PF 提供事業者はアクションプランの項目案を参考にしつつ、各社ごと、業界団体ごと等において実現に向けたアクションプランを定めていくことが必要である。

【荷主企業】

第2章2. 1に記載のとおり、一部の荷主企業においては組織横断的に貿易手続のデジタル化や貿易データの活用を見据えた社内のデータ基盤整備に取り組んでいる。こうした取組の着手にまだ至っていない企業や、それが社内の一部の事業部に限定されている企業については、可及的速やかに社内横断的に取り組むことのできる体制を構築することが望ましい。その上で、本報告書を契機に、荷主企業各社が貿易 PF を活用した実証に実際に取り組むことを強く期待したい。

貿易 PF の利活用を進める上で、社内システムと貿易 PF のシステム連携などには一定の費用投資が必要になることから、経営層、経理財務部門などの関係部門から貿易 PF の活用とそれを通じた貿易手続のデジタル化の効果に対する理解を得るとともに、デジタル化を進める上で社内の貿易分野の DX 人材を育成する必要がある。

これらを踏まえて、荷主企業に期待される取組は以下が考えられる。

- ・ 社内横断的に貿易手続のデジタル化に取り組む体制の構築
- ・ 貿易 PF を活用した実証による効果測定、先進事例の創出
- ・ 貿易手続にかかるデータの積極的な活用（例：輸送データの分析による輸送ルートの最適化や、社内の在庫情報と輸送データを紐付けた在庫管理等）
- ・ 社内や取引先相手への貿易手続デジタル化の重要性の認知度向上、人材育成
- ・ デジタル対応可能な行政手続の積極的な活用

【貿易 PF 提供事業者】

ユーザーの拡大が貿易 PF 提供事業者にとっての目下の課題となる中、第3章3. 2 (1)に記載のとおり、貿易 PF に対しては導入しやすい料金体系・仕様の設計がユーザーとなる荷主企業からは期待されるとともに、他の貿易 PF とのシステム連携についても要望が寄せられた。機能・サ

ービス面については特に貨物のトラッキングをはじめとする物流機能に関する要望が多く、その他にも金融機関や商工会議所と連携して信用状や保険証券、原産地証明書をデジタル化することが求められた。

これらを踏まえて、貿易 PF 提供事業者期待される取組は以下が考えられる。

- ・ ユーザーが導入しやすいサービス仕様の設計
- ・ 貿易 PF 提供事業者間の連携
- ・ 船会社、物流事業者との連携による船便手配の効率化や貨物のトラッキング精度等物流機能の向上
- ・ 金融機関、商工会議所との連携による貿易決済や保険付保のデジタル化機能の提供
- ・ 新たな付加価値機能の提供（貿易関連書類や関税関係帳簿書類の電子保存機能、受注生産型の製造業に資するサービス、CO2 排出量等のデータ蓄積・分析機能 等）
- ・ 貿易 PF に関する業界団体の立ち上げ検討
- ・ 上記の取り組みを通じたユーザーの拡大

第6章 終わりに

貿易手続のデジタル化は、長年に渡る課題となっている。しかし、我が国企業の貿易コスト削減、サプライチェーン強靱化を推進する上で不可欠な要素であり、G20 や APEC といった国際会議の場でもその重要性が取り上げられていることを踏まえると、日本の主要な貿易相手国においても、貿易手続デジタル化の流れは今後加速していくことが予想され、優先して取り組むべき課題になりつつある。

貿易に携わる我が国企業がこの流れに乗り遅れてしまうと、近い将来国際ビジネスの舞台における我が国の輸出競争力低下に繋がりがかねない。ついては、我が国においても官民一体となって貿易手続のデジタル化を推進するべく、荷主企業、貿易 PF 提供事業者、国が本報告書にて挙げられた課題を認識し、その解消に向けた取組を進めていくことが強く望まれる。

本報告書にて記載した、令和 10 年度までに貿易 PF を通じてデータの利活用ができる形でデジタル化された貿易取引の割合を 10% とすることを共通目標とし、必要に応じて本検討会の参加者以外にも、新たに参画を促しながらフォローアップ会議を定期的を開催し、各々の取組状況を共有し進捗を確認することとしたい。

以上

(参考) 貿易 PF 利活用推進に向けた検討会

第1回 貿易 PF 利活用推進に向けた検討会 (METI/経済産業省)

資料1 議事次第 (PDF 形式 : 72KB) PDF ファイル

資料2 検討会参加者名簿 (PDF 形式 : 107KB) PDF ファイル

資料3 本検討会及び配布資料等の公開について (PDF 形式 : 69KB) PDF ファイル

資料4 事務局説明資料 (PDF 形式 : 1,146KB) PDF ファイル

資料5 事例紹介① : (株) トレードワルツ×富士フィルムホールディングス (株) (一部非公表) (PDF 形式 : 5,998KB) PDF ファイル

資料6 事例紹介② : (株) Shippio×YKK AP (株) (一部非公表) (PDF 形式 : 9,459KB) PDF ファイル

資料7 事例紹介③ : (株) STANDAGE×西村医科器械 (株) (PDF 形式 : 5,320KB) PDF ファイル

資料8 事例紹介④ : トヨタ自動車 (株) (非公開)

議事要旨 (PDF 形式 : 148KB) PDF ファイル

第2回 貿易 PF 利活用推進に向けた検討会 (METI/経済産業省)

資料1 議事次第 (PDF 形式 : 79KB)

資料2 検討会参加者名簿 (PDF 形式 : 107KB)

資料3 国土交通省説明資料 (PDF 形式 : 1,636KB)

資料4-1 オリンパス (株) 説明資料 (PDF 形式 : 2,423KB)

資料4-2 (株) カネカ説明資料 (PDF 形式 : 1,107KB)

資料4-3 住友電気工業 (株) 説明資料 (一部非公開) (PDF 形式 : 1,487KB)

資料4-4 (株) デンソー説明資料 (非公開)

資料4-5 日本製鉄 (株) 説明資料 (非公開)

資料4-6 三菱重工業 (株) 説明資料 (PDF 形式 : 739KB)

資料4-7 (株) 日立製作所説明資料 (非公開)

資料4-8 ヤマハ発動機 (株) 説明資料 (非公開)

資料5 事務局説明資料 (PDF 形式 : 440KB)

議事要旨 (PDF 形式 : 160KB) PDF ファイル